

水上村議会定例会會議録

令和7年6月11日（水）開会

水上村議会

令和7年第2回水上村議会定例会会議録（第1日）

令和7年6月11日
午前10時開会
於 議場

1. 議事日程

- | | |
|--------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 一般質問 |
| 日程第 5 報告第1号 | 令和6年度水上村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 6 報告第2号 | 令和6年度水上村一般会計事故繰越繰越計算書の報告について |
| 日程第 7 諒問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 8 議案第1号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
(水上村税条例の一部を改正する条例) |
| 日程第 9 議案第2号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
(水上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例) |
| 日程第 10 議案第3号 | 財産の取得について(スポーツサイエンス事業) |
| 日程第 11 議案第4号 | 財産の取得について(学習用タブレット) |
| 日程第 12 議案第5号 | 工事請負変更契約の締結について(林道梅木鶴線災害復旧工事) |
| 日程第 13 議案第6号 | 村道の廃止について(石舟五本松線) |
| 日程第 14 議案第7号 | 村道の認定について(石舟五本松線) |
| 日程第 15 議案第8号 | 令和7年度水上村一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第 16 議案第9号 | 令和7年度水上村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号) |
| 日程第 17 請願第1号 | 人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願 |
| 日程第 18 | 議員派遣の件について |
| 日程第 19 | 継続審査申出書について |

2. 出席議員は次のとおりである(8名)

1番 成 尾 和 英 君

2番 杉 野 貴 文 君

3番 小川 恵君	4番 杉野 久志君
5番 山崎 隆浩君	6番 荒嶽 晋君
7番 米本 宗徳君	8番 那須 良策君

3. 欠席議員（0名）

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 江崎邦臣君 総務課 加藤康君

5. 地方自治法第121条第1項の規定により事件説明のため出席した者の職氏名（10名）

村長 中嶽弘継君	教育長 原崇君
総務課長 田代浩章君	会計管理者 堤田江美子君
保健福祉課長 西本克幸君	税務住民課長 堤田江美子君
産業振興課長 田代浩幸君	建設課長 信國俊輔君
教育課長 幸野一樹君	地方創生推進課長 甲斐敦君
地方創生推進課長補佐 那須裕平君	

開会 午前10時00分

—————○—————

○議長（那須良策君） おはようございます。

全員おそろいでございます。令和7年第2回水上村議会定例会を開会します。

これより会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（那須良策君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、米本宗徳君、1番、成尾和英君を指名します。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（那須良策君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期につきましては、去る6月3日、議会運営委員会が開かれました。委員会の意向としましては、11日から13日までの3日間としたいという意向でございました。したがいまして、会期につきましては、本日より3日間と決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

会期は、本日より3日間と決定いたしました。

—————○—————

日程第3 諸般の報告

○議長（那須良策君） 日程第3 諸般の報告を行います。

まず、私から報告を申し上げます。気象庁から5月16日に九州南部、6月8日に九州北部で梅雨入りとの発表がございました。今月2日には、本村の防災会議もございましたが、災害の発生を想定した万全な準備、これは行政のみならず、住民一人一人においても自主的にできる準備はしておかなければなりません。近年の自然災害は、広域化、激甚化し、我々の想定を超えた被害を及ぼします。私ども議員も、住民に対し、自主防災意識の高まりを促す行動を取っていくべきだろうと考えているところでございます。

さて、去る5月23日に上球磨正副議長会総会が開催され、役員改選が行われました。会長に私、副会長にあさぎり町の小見田和行議長が就任しましたので御報告します。なお、任期については1年となります。

また、任期満了に伴う球磨郡町村議会議長会及び熊本県町村議会議長会の役員改

選が行われ、さらに相良村議会議員選挙により人吉球磨広域行政組合議会の構成が新たになっております。あともって資料⑩町村議会議長会関係役員名簿、資料⑪一部事務組合報告、資料⑫一部事務組合議会議員名簿で御確認いただきたいと思います。

次に、去る5月27日、全国町村議会議長会主催によります全国町村議会議長・副議長研修会が、東京国際フォーラムにて開催され、本村からは、私と山崎副議長で参加してまいりました。

全国町村議会議長会の渡辺孝樹会長から挨拶があった後、内閣府政策統括官付参考官の松本真太郎氏から「広域災害対応を含めた自治体の災害対応力強化に不可欠な防災DX」について、明治大学名誉教授、青山俊氏から「平成からの災害に学ぶ復旧・復興まちづくりの課題」について、最後に、同志社大学名誉教授の新川達郎氏から「災害と議会・議員の役割」について、以上3つの講演がございました。

翌日28日には、熊本県町村議会議長会の主催により、熊本県選出の国會議員の先生方をホテルグランドアーク半蔵門にお迎えし、町村が抱えている問題について、県議長会から3件、各郡から18件の要望を行ったところでございます。

球磨郡からは、「球磨地域公共交通網の整備促進について」「球磨川における抜本的な治水対策の促進について」「雇用対策について」「豪雨災害等から国土を守る治山事業及び森林整備の強化について」の4つの要望を行っております。

近年の異常気象に伴う想定外の災害から住民の生命・身体・財産を守るため、議会としての防災対策への関与、日頃からの住民に対する防災意識の普及啓発、有事における応急対応など、非常に有意義な内容であり、本村議会議員におきましても、ぜひ資料を全員熟読していただくようお願いします。

詳細につきましては、研修資料、要望等を事務局に備えてありますので、後もつて目を通していただきたいと思います。

今年度も県及び郡の議長会において、様々な研修会が計画されておりまし、本村議会独自の研修、また、地方自治を体系的に勉強するための研修機関への派遣、議会上京要望についても実施する予定としております。議員各位におかれましては、研修の場には積極的に参加され、研さんを積まれるよう期待いたします。

さて、本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど執行部により説明がございますが、慎重審議をいただきますようお願い申し上げまして、私の諸般の報告といたします。

次に、中嶽村長より諸般の報告の申し出があります。これを許します。

中嶽村長。

○村長（中嶽弘繼君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日は、令和7年第2回水上村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては何かとお忙しい時期にも関わりませず、全員の御出席を賜りまして、議案の御審議をいただきますことに、心より御礼を申し上げたいと思います。

それでは、議長より発言のお許しをいただきましたので、諸般の報告を5件申し上げたいと思います。

諸般の報告資料⑥も見ながらお願ひしたいと思います。

まずは、人吉球磨消防指令センターの運用開始について御報告をいたします。諸般の報告資料2ページを御覧いただければと思います。令和2年7月熊本豪雨災害を受けまして、人吉球磨10市町村長により、消防指令システムの共同運用、それから、広域化について協議を重ねてきているところでございます。こういった案件のうちに協議が整いました消防指令システムの共同運用について、令和6年度の上球磨消防組合、そして、また人吉下球磨消防組合の当初予算において係る予算を計上し、機器の改修、システム構築に当たってきたものでございます。昨年の12月の初旬に改修工事が無事完了しまして、12月の17日より試験運用に入っております。そして、順調に推移をしてきておりまして、年度末を迎えるに至ったものでございます。

そこで、去る4月5日に人吉球磨10市町村長や両消防組合議員ほか関係者約50名が出席しまして、指令センターの開所式を挙行いたしました。指令センターでは、両組合の職員が7名ずつ、計14名で24時間3交代で常時4名が勤務いたします。共同運用によって救急出動の集中、それから、火災の連続発生にも柔軟に対応することができまして、両組合の境界付近、あさぎり町と錦町のことでございますが、そういった調整もスムーズに取扱いができるようになっております。今後はさらに初動体制の確立から地域住民の安心・安全の推進に努めてまいる所存でございます。

2件目は、くまもとオレンジ大使任命式について御報告いたします。

去る4月19日、水上村役場におきまして、くまもとオレンジ大使の任命式が行われ、木村敬熊本県知事より、湯山北目地区にお住まいの松田登代子さんに対しまして任命書が手渡されました。このくまもとオレンジ大使とは、認知症や認知症の方に対する理解を深めるため、自身の生活や症状、それから認知症になってからの思いなどを直接伝えていただく活動や生き生きと輝いている姿を発信する、熊本県の認知症普及啓発活動に賛同し、御協力いただくこととなっております。県内では、松田さんを含め3名の方が任命されておられますし、様々な活動が行われております。これからも県内の認知症の理解や福祉の向上のため、ますますの御活躍を期待

するものでございます。

なお、諸般の報告資料3ページに資料を添付しておりますので、御覧いただければと思います。

3件目は、第8回MIZUKAMI MOUNTAIN PARTY、トレイルランニング大会について御報告いたします。

去る6月7日土曜日、水上村マウンテンスポーツ実行委員会主催によりまして、ロング53キロ、ショート25キロメートルとします第8回のMIZUKAMI MOUNTAIN PARTYを開催いたしました。諸般の報告資料4ページに申込数、当日の出走数、完走数、それから完走率、コース別の入賞者など大会結果を載せておりますが、今回の大会は天候には恵まれたものの、気温が31度まで上がったこともございまして、ロングの部におきましては、完走率が70.8%とここ近年では最も低い結果でございましたが、大きな事故もなく大会運用を終了することができました。

また、大会終了後には、昨年に引き続き、旧たけのこ工場におきまして、選手同士の交流を図る交流会を実施したところでございます。参加された選手からは、厳しいコースではあったが、水上村の自然のよさを感じ楽しかった。交流会に参加して大変盛り上がったなどたくさんのお褒めの言葉をいただいたところでもございます。大会運営に際し、御協力いただきました交通指導員をはじめ、各関係機関などに対しまして、心より感謝を申し上げる次第でございます。

4件目は、この資料はございませんが、奥球磨女子駅伝競走大会の発足について御報告いたします。

去る5月15日、あさぎり町役場におきまして、奥球磨駅伝競走大会実行委員会総会を開催し、奥球磨駅伝大会の女子の部となる奥球磨女子駅伝競走大会実行委員会が発足の運びとなりました。令和4年度より毎年秋に開催しております奥球磨駅伝大会は、男子のみの大会でございまして、出場チームや水上村に合宿に来られた高校の監督さんから女子の大会を求める声が多く上がったことから、今年度より女子の部を開催する運びとなったものでございます。今まで開催しておりました奥球磨駅伝競走大会を奥球磨男子駅伝競走大会に改め、女子の部を新設するということでございます。開催時期は、来年の3月、高校35チーム、大学・実業団から15チーム、計50チーム程度の出場を見込んでおりまして、国内女子駅伝選手の底上げ、並びに各種大会でも出た選手の育成に寄与できる大会になることに期待するものでございます。

最後に、令和7年度熊本県事業概要調書について報告いたします。

諸般の報告資料5ページから10ページを御覧いただければと思います。

去る6月3日、熊本県球磨地域振興局において、地元選出の県議会議員や市町村長を対象に、人吉球磨管内主要事業説明会が開催されました。各市町村別に熊本県事業概要調書の配付がございましたので、本村に係る調書を議員各位にお配りさせていただきたいと思っております。国・県の非常に厳しい財政事情がございますが、そういう中で本村につきましては、昨年に比べまして、農林部で9億3,900万円の増、土木部で1億6,100万円の増、合計で11億円の増と大変手厚く予算配分が行われている現状にあります。この中には、市房ダム関連の事業費は含まれません。今後とも議員各位におかれましては、本村の各種事業の予算獲得のために様々な機会を捉えていただき、地元選出国会議員への要望活動に御協力、御支援を賜りますようよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

さて、本村では、先ほど議長より諸般の報告がございましたとおり、6月2日に防災会議を開催いたしまして、今後の気象情報を基に、災害防止について各種団体、関係機関との協議、そして情報共有を図ったところでございます。

これまた先ほどございましたが、鹿児島地方気象台からは九州南部につきましては5月16日に、熊本地方気象台からは、熊本北部が6月8日に梅雨入りをしたとみられるとの発表がございました。今後の気象情報に細心の注意を払いながら、村民への早期の気象情報の提供と避難誘導を促し、災害防止に努めてまいりたいと存じます。

本定例会では、令和6年度水上村一般会計繰越明許費繰越計算書及び令和6年度水上村一般会計事故繰越繰越計算書の報告2件、人権擁護委員候補者の推薦、専決処分事項の承認を求めるごとにいたしまして、水上村税条例の一部を改正する条例及び水上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の2件、財産の取得をいたしましては、スポーツサイエンス事業及び学習用タブレット調達の2件、工事請負変更契約の締結1件、村道の廃止及び村道の認定2件、令和7年度水上村一般会計補正予算及び令和7年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算の2件、以上、報告2件、諮問1件、議案9件を御提案をいたしております。

議員各位におかれましては、慎重御審議をいただきまして、御可決、御承認を賜りますようよろしくお願ひを申し上げまして、諸般の報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（那須良策君） 中嶽村長の報告を終わります。

次に、原教育長より諸般の報告の申し出があります。これを許します。

原教育長。

○教育長（原 崇君） では、改めまして、皆さん、おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、諸般の御報告をさせていただきます

す。議員の皆様をはじめ、村民の皆様には日頃から学園の教育活動、並びに教育委員会の施策に関しまして、理解と御協力を賜っておりますことに深く感謝申し上げます。

それでは、諸般の報告、大きくは2点でございます。学校教育と社会教育について申し上げます。

まず、1点目、社会教育について申し上げます。資料の11ページを御覧ください。本年度も郡民体育祭が5月11日にあさぎり町の高山テニスコートで行われました硬式テニスを皮切りに始まりました。グラウンドゴルフについては、備考欄に結果を載せておりますが、男女とも7位という結果でございました。先週7日には男女ソフトボール、8日には弓道が開かれました。ソフトボール男子は接戦の末、惜しくも敗れましたが、女子は準優勝という結果でございました。また、弓道につきましては、全体で6位という結果を納めております。

今週末の日曜日には、陸上競技も多良木町の多目的グラウンドにおいて開催が予定されております。今後、7月5日、6日を中心に10月25日のゴルフまで続いてまいります。各種目において、本村の選手の皆様の活躍を期待しているところでございます。お時間が許せば応援いただきましたら幸いでございます。

また、本年度の県民体育祭は、熊本市での開催が予定されておりますので申し添えます。

次に、学校教育についてでございます。新年度になりまして、4月1日には新しい先生方をお迎えしての辞令交付式を行いました。

学園は4月8日に始業式、9日には11人の新入生を迎える入学式が行われ、本年度は全校児童生徒数138名で教育活動がスタートしております。

また、おいでいただいた方も多いと思いますが、5月18日には義務教育学校として3回目の体育祭が開催されました。雨が心配されましたが、水はけのよい運動場と曇り空に救われまして、若干プログラムの変更はございましたが、無事に最後まで行なうことができました。1年生から9年生までの子供たちが一生懸命に走り、大きな声で応援し、はじける笑顔で踊る姿に頬もしさと感動を覚えたところでございます。日頃の子供たちの頑張りと御指導いただいている先生方に感謝したいと存じます。また、当日は御来賓、地域の方々、保護者の方々など多くのお客様においていただき、充実した体育祭になったと思います。応援いただきまして本当にありがとうございました。

それでは、資料12ページを御覧ください。都市中体連大会についてでございます。本年も都市中体連大会が6月21、22日を中心開催されます。日頃から地域の指導者の皆様や先生方の御指導のもとに練習に励んできた成果が十分に発揮さ

されることを期待しているところです。応援をどうぞよろしくお願ひします。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（那須良策君） 原教育長の報告を終わります。

以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 一般質問

○議長（那須良策君） 日程第4 一般質問を行います。

今定例会には、2名より通告があっており、質問の順番は受付順で行います。

はじめに、3番、小川恵さん。

○3番（小川 恵君） 皆様、おはようございます。3番議員の小川でございます。まだまだこの場に立ちますととても緊張しております。お聞き苦しい点がございますが、どうぞ御了承よろしくお願ひいたします。

早速ではありますが、議長のお許しを得ましたので、通告に基づき一般質問を行います。

日本は2008年をピークに人口減少社会へと入り、若者の大都市への流出による地域的な人口の偏りや、高齢化率の上昇が深刻化しております。本村においても1955年をピークに人口が減少し、少子高齢化が進行している中で、これまで以上に子供が健やかに成長し、子育てがしやすいまちづくり、高齢者が充実した健康的な生活を送れるまちづくり、若い世代の定住促進と子育て世代が住みやすいまちづくりが求められているのではないかでしょうか。

そのまちづくりに活用できるとても有効な公共施設の1つに公園があると思います。公園は、地域住民の憩いの場であるだけではなく、世代を超えた交流を促し、コミュニティ形成に大きな役割を果たしております。公園を活用した魅力的なまちづくりを進めることは、地域に活気をもたらし、未来へつながる持続可能な発展ができるのではないかと考えております。

現在、水上村には12の公園が設置されており、これは水上村公園施設条例第2条に記されております。その中で唯一、遊具が設置されている公園が水上村カントリーパーク、通称ほいほい広場です。今回は、村内外の子育て世代の方々約30名ほどから御意見をいただいたことで、地域の現状を調査し、その結果を踏まえ、子育て世代のニーズに沿った利用者目線での公園の在り方についてお尋ねしたいと思います。

ほいほい広場は、広域農道沿いの水上村入り口に位置しております。自然の地形と木々を生かして1995年に完成したこの広場は、四季折々の風景を楽しむことができる公園となっております。公園の入り口では、かかしをモチーフにしたユニー

ークなモニュメントが出迎え、訪れた人々に親しみやすい雰囲気をもたらしています。

平日は高齢者の方々が健康づくりのためにグラウンドゴルフを楽しんでおられ、また、会社関係の方々が昼食を兼ねて休憩する場としても利用されています。また、村内外の学校関係や保育園の方々、遠足やレクレーションの場として利用され、村外の放課後児童クラブの子供たちも利用されるとても親しまれている公園です。さらに、気候のよい時期や天候のよい週末には、家族連れや友達同士が訪れ、多くの人々が楽しむ憩いの場となっております。

このように、幅広い世代に利用される公園ですが、快適で安全な空間を維持するためには、多くの財源と利用者や地域住民の皆様の協力が必要不可欠となっています。改めて、公園の維持管理に対する理解を深め、地域全体で支えていくことの重要性を再確認することと、公園が全ての方々にとって、さらに快適で安心して過ごせる空間となるよう、以下の点についてお伺いいたします。

まず、進展する少子高齢化による公園の役割や安全確保の観点から、自治体の公園管理は住民ニーズに応えるべく一層の充実が望まれております。

また、公園内設備の老朽化や身障者・高齢者へのバリアフリー化も問題視され、今後も計画的な整備が必要ではないでしょうか。

そこで、公園内の清掃や伐木、草刈りなどの整備は、現在どのような計画で実施されていますでしょうか。

また、計画を実施する中で、自治体の把握する問題点や、また今後の課題点などがありましたらどうぞお聞かせください。

○議長（那須良策君） 田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） 産業振興課の田代でございます。小川議員の質問にお答えいたします。

まず、資料⑤の一般質問資料の2ページに水上カントリーパーク「ほいほい広場」の概要を載せているところでございます。

1にありますように、水上カントリーパークにつきましては、平成7年4月に供用を開始し、面積5.3ヘクタール、種別につきましては、都市公園の住区基幹公園・特定地区公園ということになっております。主といたしまして、徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1か所当たり面積4ヘクタールを基準として配置をしてあるところでございます。都市計画区域外の一定の町村、水上村を含みますけれども、特定地区公園（カントリーパーク）につきましては、面積4ヘクタール以上を標準とすることとなっております。

目的につきましては、地域文化や地域景観、また、公園施設の持つ地形や自然環

境などの特徴を生かし、日常のレクレーションの場として岩野地区のシンボル緑地として設置され、供用を開始いたしました。広報みづかみ、平成7年11月30日号には、都市にあるような遊具施設中心の遊び場ではなく、自然環境の中で体験できる遊び空間を提供することを第一とした施設というふうに記載されているところでございます。

下のほうには、設備や遊具について載せているところでございます。御確認のほうをよろしくお願ひいたします。

御質問の清掃、伐木等についてということでございますけれども、公園内の整備については、トイレの清掃、剪定、草刈り等はシルバー人材センターへ委託を行っていただいております。トイレにつきましては、毎日巡回していただき、剪定は、随時、適期に実施をしていただいております。草刈りにつきましては、夏場を中心に年5回程度と、状況に応じて臨時に実施をしているところでございます。伐木等につきましては、軽微なものであればですね、草刈り時期にシルバー人材センター等で可能であればお願いをしているところでございますけれども、危険なものであれば、専門の業者の方にお頼みするということになります。

それから、ふだんの清掃や軽微な修繕につきましては、職員で実施する場合もございます。

なお、遊具等の点検等でですね、毎月頭のほうに職員のほうで巡回をするということにしているところでございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵さん。

○3番（小川 恵君） 計画を立てながらも臨機応変に職員の方々や地域の方々、シルバーの方々が管理を行っていただいていることを理解いたしました。特に今問題点や課題などはないということで答弁の中にはありませんでしたが、今後、シルバー人材の高齢化や人材不足等も出てくると思いますので、その点もどうぞ考えながら行っていただければと思います。

近年、公園や街路樹における倒木や枝の落下による事故も発生しております。東京都では、昨年9月に高さ10メートルのソメイヨシノが根元から倒れる事故が起こっております。この木は週間前の点検では特に異常が見られなかったものの、突如として倒れ、周囲に大きな影響を与えています。

また、同じく、9月にはイチョウの木の枝が落下し、歩行者が下敷きとなり、残念ながらお亡くなりになられる事故が発生しております。専門家によりますと、イチョウの木は、毎年9月中旬に実が成長し、その自らの重さによって枝が折れたことが原因とされていました。このようなことは、皆さん重々承知で管理・点検され

ていると思いますが、何が起こるかわかりませんので、皆さんで協力して管理徹底して安全にしていただければと思います。この事故では、住民の方から事前に情報が寄せられていたものの対応が間に合わなかつたことが指摘されておりました。これらの事故を受け、国交省は2021年4月から2023年の11月までの約3年半にわたり、公園や道路で発生した事故の実態調査を行っております。その結果においては、定期的な点検や巡回が実施されたのは、管理者全体の約たつた4割にとどまることがわかつております。この数字はさらなる安全対策の必要性を示していると考えます。

ほいほい広場においても遊具や施設の安全管理に加え、自然を生かしたグリーンインフラを維持するために選定や枝打ち、間伐などの適切な管理を実施し、利用者が安心して過ごせる環境づくりに努めていただきますよう、今後もよろしくお願ひいたします。

これは参考までなんですが、千葉市においては、市民が地域の課題を報告できるアプリで千葉レポというのを活用し、維持管理の効率化を図っているということを知りました。このアプリを使うことで住民が写真や位置情報を投稿し、道路の損傷や公園の設備の異常などを迅速に把握できる仕組みになっております。このような市民参加型の維持管理は、人手不足の問題を補う手段として有効ではないでしょうか。

例えば、シルバー人材センターの方々が草刈りや剪定を行う際に、事前に地域住民の方から報告をもとに優先順位を決めることで、効率的な作業が可能になります。また、自治体と住民が協力することで、限られたマンパワーの中でも適切な対応ができると考えております。このような取組を導入していただければ、地域の維持管理がよりスムーズになり、住民の満足度も向上するのかもしれません。

次に、平成30年4月より、公園施設に設置されている遊具の年1回の定期点検が法令化されました。これは公園を利用する全ての人々の安全を確保するための重要な取り組みであり、事故を未然に防ぐことが目的であります。この法令化により、点検は専門の資格を有する者によって行われることが推奨されており、遊具の構造的な安全性や劣化状況を正確に判断することが重要となっております。もちろん定期点検の実施後は管理者が結果に基づき、適切な維持管理の判断を行い、必要に応じて補修、改修を行うことが求められます。また、利用者への安全情報の提供や注意喚起を適切に行うことで、安全な公園環境の維持に努める必要があるのではないでしようか。

これらのことから、今年度予算内において補修工事を予定しております大型遊具のムササビ君の床面とローラー滑り台の昇降口の補修日程はいつ頃となっており

ますでしょうか。

また、その補修に伴って利用者への周知や安全対策はどのようにお考えでしょうか。お願いします。

○議長（那須良策君） 田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） それでは、本年度の大型遊具の補修日程ということでお答えしたいと思います。

現在、実施に向けた見積りの徵取中でございまして、それが終われば着手をしたいというふうに思っているところです。年内完了をですね、目標としているところでございますけれども、補修等の時期が分かりましたら現地での周知や回覧、ホームページ等ですね、皆さんに使用の制限についてお知らせをしていきたいというふうに考えております。

期間中はですね、大変御不便をおかけいたしますけれども、周辺の立入りを制限させていただくということになります。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵さん。

○3番（小川 恵君） 大型遊具の補修日程と年内の完了を考えていらっしゃるということで理解いたしました。ほいほい広場のメインと言えるムササビ君とローラー滑り台であります。それが利用できないとなると遊びに来た子供たちや御家族はかなりがっかりするのではないかと思う。今おっしゃったように、可能な限りホームページや公式LINEなどで事前にお知らせをしていただきたいと思います。

安全対策におきましても立入禁止エリアの明確化やロープやポールを活用したりですね、あとネットフェンス等ありますけども、危険箇所にはネットフェンスや柵を設置するとか、注意看板の設置はされるとおっしゃってましたけども、利用者にどうぞ安全管理ができる、安全性の向上と事故防止につながりますように、引き続きお願いいたします。

次に、かつてアスレチック広場には、子供たちに人気のモマロープが設置されていました。モマロープ御存じでしょうか。遊べるのは小学生ぐらいからでしょうか。多くの子供たちがロープにぶら下がり、スリルを楽しみながら遊ぶ姿が見られておりました。しかし、現在では、この遊具はもう撤去されています。広場を訪れる利用者の間では、再設置を求める声が上がっておりました。

そこで、安全性の確保を考慮しつつ、モマロープの再設置、もしくはそれに代わる新しい遊具の導入は検討されていますでしょうか。再び子供たちが楽しく、安心して遊べる環境を提供していただけることを願いまして、答弁を求めます。

○議長（那須良策君） 田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） それでは、モマロープの件についてお答えいたします。

まず、公園の遊具につきまして、全国的な状況といたしまして、先ほども小川議員のほうからあってますように、事故や遊び方によっては危険であるというところでございます。そのようなため、遊具が撤去され減少をしているという状況でございます。

本村におきましても、過去に公園や旧学校跡地にございます回旋塔、回転する遊具や箱型ブランコにつきましては、危険ということで撤去をしているところでございます。モマロープにつきましても昨年度危険ということで撤去をいたしております。これにつきましては、公園は遊園地のようにですね、監視されているわけではないため、実際にけがをした遊具や危険とみなされる遊具につきましては、管理者責任が問われるため、撤去したということでございます。

しかし、遊具で遊ぶことによってバランス感覚や調整能力といった多様な効果があることが言われております。しかしながら、安全を第一に考えた結果、再設置につきましては行わないというところでいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵さん。

○3番（小川 恵君） 安全面、あと管理者不足ということで設置されないということはとても残念でありますが、昨年、令和6年度の水上村子ども議会において、施設管理をテーマに3名の生徒から「老朽化した公園遊具を立て直す予定はあるのか」という質問があっております。これに対し、担当課は、「安全性やスペースの問題、使用状況を考慮しながら検討し、実施していきたい」と答弁されております。

この質問内の撤去された遊具とは多分モマロープを指していると思われ、生徒たちはモマロープを何度も利用しており、その遊具の楽しさを十分に理解していたため、再設置を望む声、質問に上げたのだと思っております。しかしながら、遊具の再設置には、利用者の要望だけではかなわないこと、安全基準の適合、設置スペースの確保、費用の負担、維持管理の体制など、さつき答弁にもありました。多くの課題が伴うということなどがあります。生徒たちには今後はこれらの要件についてもぜひ理解を深めてもらい、より実現可能な提案へつなげていけるように伝えていきたいなと思っております。

少しここでの担当課にお話しすることとは離れてしまいましたが、生徒たちがこうした現実的な視点も持つていけるよう、納得感のある議論ができるように伝えていきたいと思っております。今年度の子ども議会を期待したいと思います。

次に、先ほど答弁の中にも少しございましたが、近年、誰もが子供の頃に遊んでいた公園遊具が次々と撤去されています。滑り台、ブランコ、ジャングルジムなど

は公園の定番遊具です。しかし、安全性や老朽化、さらには遊具に関する事故のリスクなどが理由に、多くの自治体が遊具の撤去を進めております。また、公園の遊具による事故も少なくはありません。

2025年4月、相模原の公園において、ぶら下がり遊具の根元が折れ、小学4年の男の子が顔にけがをする事故が起こっております。事故の原因は、今のところはつきり記されておりませんでしたが、多分老朽化ではないかという記事が載っていました。こうした事例が増えることで自治体や管理者が慎重になり、撤去や制限が進んでいくのは仕方ないのかもしれません。しかし、遊具の撤去や安全対策の強化は重要なことです。一方で、遊びの幅が狭まり、子供たちの成長や創造性にも影響を与える可能性が出てきます。

例えば、うんていが撤去された理由が、落下時のけがのリスクが大きいとされていますが、このような遊具は、腕力や体幹を鍛える貴重な機会でもあります。同様に、ジャングルジムの高さが低くなることで、安全性は向上するかもしれません、冒険心やチャレンジ精神を育てる機能が薄れるかもしれません。

子供たちにとって遊具は体力向上や運動能力の発達に大きな効果をもたらす重要な存在です。子育て世代のニーズにあります、小さな子供たち、幼児が使える小型遊具を増設することはいかがでしょうか。答弁を求めます。

○議長（那須良策君） 田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） ただいまの安全性を考慮しながらですね、小型遊具について増設できないだろうかという御質問ですけれども、昨年、子ども・子育て支援事業計画にかかりますアンケートにおきまして、公園や遊具の設置については、御意見をいただいているところでございます。住民の方々の要望と安全性と公園の設置目的をですね、勘案し、検討する必要があると考えているところです。そういったところを総合的に考えまして、小型遊具の設置についてもですね、検討していくたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵さん。

○3番（小川 恵君） 設置を考えていただけるということで、少し安堵しております。現在、ほいほい広場に設置されている小型遊具は、動物の小さなシーソーと1人乗りの小さな前後に動く汽車が1基のみと把握しております。かつては複数の小型遊具が設置されていたものの、現在ではそれらの跡だけが残り、新たな遊具の設置は行われていない状況です。この機会に年齢にあった遊具の必要性を改めて御検討いただき、公園の目的も考慮しながら子供たちが安全で効果的な環境の中で遊べるよう考えていただけたらと思います。

次に、同じく遊具に関連することから、大きい質問の2項目目の公園の未来について考えるインクルーシブ遊具の設置についてをお伺いしたいと思います。

最近では、インクルーシブという言葉を耳にする機会が増えております。皆さんは御存じでしょうか。全てを含む包括的といった優しい意味を持っております。インクルーシブとは、障害の有無、性別、国籍、年齢など様々な背景や特性を持つ人々を分け隔てなく受け入れることを指しております。分かりやすく言えば、仲間外れをしないとか、みんな一緒にとか、共生という考え方であります。特に教育や福祉、職場などの場面において、一人一人の特性を尊重しながら共生する社会を目指すための重要な指針となっており、公園の在り方においては、インクルーシブな考え方は欠かせないものとなっているようです。

そこで、インクルーシブな社会の実現に向けて、村内においても今後計画的にインクルーシブ遊具を導入、設置するお考えはないでしょうか。答弁を求めます。

○議長（那須良策君） 田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） インクルーシブ遊具ということで大変貴重ですね、御提案をいただいたところでございます。様々な方がですね、楽しめるようただいまの意見をですね、貴重な御意見として承り、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵さん。

○3番（小川 恵君） インクルーシブ遊具に対して、前向きな御答弁をいただきましたので、ぜひ御検討のほどをよろしくお願ひいたします。

最近では、SDGs、持続可能な開発目標の理念、誰一人取り残さないに対する関心が高まる中、全国各地でインクルーシブ遊具の導入が進んでおります。熊本県内においても5つの公園で導入されております。1番身近なところでは、今年の4月、あさぎり町の岡留公園がインクルーシブ遊具を導入し、誰もが楽しく遊べる公園へとリニューアルし、地域の新聞やニュースでも取り上げられ、多くの注目を集めております。公園近くのおかどめ幸福駅横の売店の方にお話を聞きますと、連日多くの子供たちが遊びに来ており、公園のにぎわいを実感しているとのことでした。

世界各国では、障害のある人々の権利を守り、全ての人が平等に社会参加できるよう様々な法律や政策が導入されています。日本においても、障害者基本法やバリアフリー法などが制定され、障害のある子供たちが公平に教育や社会活動に参加できる環境整備が進められております。

インクルーシブ遊具は、単なる遊び道具ではなく、子供たちの多様性を尊重し、お互いの理解を促す大切な要素となっていることを、ここから、水上村から発信し

ていってはいかがでしょうか。どうぞ今後のインクルーシブ遊具の導入に期待いたします。

次に、トイレは、私たちが日常的に何度も利用する日常に欠かせない重要な空間であります。そのため、常に清潔で快適に保たれるべき場所であり、誰もが安心して利用できる環境づくりが求められております。家庭においては、トイレは家の顔とも言われ、住まい全体の印象を左右する場所でもあります。また、商業施設においては、トイレの快適さがサービス品質を図る一つの指標となり、お客様の満足度を大きく左右する重要な要素として位置づけられています。近年では、商業施設や鉄道駅、サービスエリア、公共施設において単に用を足す場という従来のイメージを超え、バリアフリー化や育児対応など様々なニーズに応える快適な空間へと進化しつつあります。

一方で、公衆の公園のトイレに目を向けてみると、以前として暗い、臭い、汚い、怖いという、いわゆる4Kのイメージが払拭されていません。さらに、「壊れている」が加わり、5Kと呼ばれることがあるほどです。こうした環境の不備はトイレの安全性、快適性を損ね、結果として、利用者のマナーの低下を引き起こす原因にもなっていると考えます。

しかしながら、ほいほい広場のトイレを何日か見に行きましたと、洋式トイレももちろん設置されております。壊れた便座もなく、日々とても丁寧に清掃していただいておりました。その管理状況のよさをとても感じております。一方で、利用者の目線、特に小さい子供さんたちを含む方々の目線から見ると、施設の老朽化によってトイレの鍵がかかりにくかったり、施設が古いのはちょっと怖い、利用しづらいという声がありました。

また、手洗い場に関してですが、遊具の近くに小さな子供たちがすぐ使えるような子供向けの設計に考慮したものを見直しや手洗い場の設置を環境衛生上、改善することはいかがでしょうか。御答弁お願いします。

新型コロナウイルスの感染拡大を経て、公園に求められる衛生環境の基準も大きく変化しております。全国的に砂場の近くに手洗い場を設ける動きが広まっており、子供たちが遊んだ後はすぐに手が洗える環境づくりが重要視されているようです。衛生的な環境は保護者の安心にもつながっております。

こうした点を踏まえて、既存のトイレの見直しや手洗い場の設置を環境衛生上、改善することはいかがでしょうか。御答弁お願いします。

○議長（那須良策君） 田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） トイレの設置についてですけれども、トイレにつきましては、現在、ほいほい広場に向かって北側の上のほうと西側の駐車場横に設置をしているところでございます。和式であったものを洋式化し、管理につきましては、

先ほど申し上げましたように、清掃をシルバーパートナーセンターのほうに委託をして管理しているところでございます。毎日回っていただいておりますので、修繕点がございましたら報告をもらい、対応をしているところでございます。トイレとそのトイレの横、グラウンドが向かって東側にございますけれども、その周辺に水道を設けてございます。水道、手洗い場の設置やトイレの設置につきましては、現在、今申しましたところに設けておりまして、増設や廃止の予定はございません。今後も御意見を聞きながらですね、また、現場の状況もございますけれども、適正な管理に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵さん。

○3番（小川 恵君） また、私自身は多目的トイレを利用する機会がなく、気づきませんでしたが、ドアが非常に重く、体が不自由な方には開け閉めが難しいのではないかという意見も寄せられておりました。実際、使用して確認したところでした。安全性を向上させるための鍵の改良やバリアフリー化の推進ということで、自動開閉機能のドアの採用まではいかずとも、軽量なドアの採用など今後も利用者が安心して使えるトイレの環境の整備を目指していただきたいと思っております。

次に、暑さ対策に関する整備についてお伺いいたします。

近年、地球温暖化の影響により、猛暑日が増加し、熱中症による健康リスクが一層高まっております。2025年も例年に比べ、平均気温が上昇することが予測されており、特に屋外の公共スペースにおける暑さ対策の重要性が高まっております。子供たちが遊ぶ遊具のある公園や多くの人々が集う広場、イベントスペースなどでは熱中症の予防を含めた環境整備を行うことが安全かつ快適な公共空間を提供する上で不可欠ではないかと思います。

そこで、何か自治体としての対策はありますでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（那須良策君） 田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） 暑さ対策ということでございますけれども、ほいほい広場につきましては、向かって西側、左側ですね、の芝生スペースにあずまやが2基ございます。真ん中の遊具スペースにつきましては、あずまやはございません。自然公園ということで、木陰などを利用した配置になっているということを承知しているところでございます。利用者の方々の個々の熱中症対策も必要かと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵さん。

○3番（小川 恵君） 答弁にもありましたように、自然公園ということが前提ではあります、子供たちを遊ばせ見守るところには、ちょっと日陰というのが、日陰スペースがなく、ちょっと不自由をしているということが要望等ありましたので、できればあずまやの設置、植物をはわせられるパーゴラなどを今後考えていただければいいなと思っております。設置場所の広さとか、安全性にもよりますが、パーゴラでありますと、両方向からの利用が可能で、死角ができにくいと思いますので、どうぞお考えをよろしくお願ひいたします。

そのほか、私が考えたのでは、ミストシャワーの設置を公園にするとか、以前、カフェがあったところの建物を涼みどころにしたりとか、期間限定で開放してはいかがでしょうかということを考えておりましたが、これらはやはり管理者の配置や安全面の点でちょっと難しいかなと思いますので、今後は利用者にしっかり安全管理をしていただいて、そういうことを伝えていきたいと思っております。ありがとうございます。

暑さ対策に関連してですが、自動販売機の設置について、これは御提案をしたいと思います。現在、ほいほい広場には飲料の自動販売機が設置されておらず、公園を利用される方々が水分を手軽に補給する手段が限られています。特に夏には熱中症の危険性が高まり、こまめな水分補給は熱中症対策の基本であることは広く知られています。そのため、公園を訪れる子供たちや高齢者をはじめ、全ての利用者が安心して過ごすためにも飲料自動販売機の設置が不可欠ではないかと考えます。設置していただくことで健康面、安全面においても大きな効果が期待されると思いますので、ぜひ御検討のほどをよろしくお願ひいたします。

少し付け加えますと、もし設置されていなかった理由がごみ問題とかありましたら、そのごみ問題を考慮するのであれば、蓋つきのペットボトルのみを販売するという取り組みも一つの有効な工夫とは言えませんでしょうか。蓋があることで飲み残しをこぼさずに持ち帰ることが可能となり、外出先や自然の中で捨てられるごみの量を減らす効果も期待されると思います。

そのほか、電気代について御心配があるようでしたら、こちら役場横にも設置されている自動販売機と同様に、電気代は販売所側の負担となっているとのことでしたので、御安心ください。

今後のより快適な公園づくりの一環として、ぜひ早急に御検討いただきたいと思います。

○議長（那須良策君） 田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） 自動販売機の設置ということですけれども、自動販売機の設置につきましては、村が設置するものではなく、業者の方が設置いただいて

いるものでございます。過去にほいほい広場のほうに設置があったことは承知しているところでございます。これは撤去をされておりますけれども、理由といたしまして、聞き及んでいるところでは、損益の問題と自動販売機荒らしですね、被害があるというところで取り外されたというところでございます。業者さんのほうで設置いただけるというお話がございましたらですね、積極的に推奨はしますけれども、その辺の対策が村のほうでなかなかできませんので、防犯対策のほうもですね、一緒にというところで業者さんの中にはお願いするということになるかと思います。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵さん。

○3番（小川 恵君） 自動販売機の設置について御答弁をいただきましたが、実はこの販売元の方にいろいろお話を聞くことができました。今御答弁された内容と少し異なる点もありますので、この場ではなく後で相談して設置が行えるよう進めていただきたいと思います。

次の質問です。新型コロナウイルスの感染拡大を経験した私たちの生活は大きく変化しました。外出の制限や密を避ける行動が求められる中で、屋外空間の価値が改めて見直され、地域住民の心の豊かさを育む重要なインフラとしての役割を再認識されるようになっております。公園は、地域住民が気軽に集い、交流を深める場であると同時に、地域のにぎわいを創出する可能性も秘めているのではないでしょうか。イベントの開催や観光資源としての活用、公園を中心としたまちづくりは地域の活性化に大きく貢献することでしょう。そのため、自治体には公園というインフラをいかに効率よく整備、管理し、地域の魅力を最大限に引き出すかが求められていると思います。

そこで、水上村においても公園をにぎわい創出の拠点の一つとして位置づけることで公園の価値や重要性、そして公園がもたらす効果についてどのように今後考えていくのか、最後にお聞かせください。

○議長（那須良策君） 田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） 公園の様々な活用ということですけれども、公園につきましては、住民の余暇の過ごし方の一つとして有意義に使用していただき、子供の遊びの場、ほいほい広場につきましては、自然の中でゆっくりとくつろいでいただく癒やしの場として利用いただければというふうに考えております。民間の活力の活用という点におきましては、公園施設条例の中に指定管理もできる旨を記載しているところでございますけれども、公園管理の損益から考えましても、民間への委託はですね、なかなか難しいものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵さん。

○3番（小川 恵君） 今答弁の中にありました、民間活力を活用した公園管理の可能性については、ちょっと難しいということでありました。しかし、全国的にみるとですね、公園の維持管理には人的、財政的な負担が大きく、これを軽減するために国内ではパークPFI、公募設置管理制度の導入が進められているようです。この制度がほいほい広場に適用できるかどうかは定かではないのですが、民間事業者が公園の設置、改修、管理を担う仕組みとなっており、民間企業と連携することで公園の管理がより専門的かつ安定したものになるということです。公募を行った際に、応募する民間事業者がいるのか、地域的な事情から難しいのではないかということもありますが、こうした課題に対応するために、またトライアルサウンディングというちょっとカタカナが並びますが、公共施設空間の暫定利用を希望する民間事業者を募集する、一定期間実際に使用してもらうというお試し的なこともありますので、今後いろいろ時代も変わってきますので、そういうことも取り入れていかれたらいいかなと思って御提案いたします。

最後に、水上村では、先ほども少し答弁の中にありました、令和6年10月に村内の子育て世代を対象としたアンケート調査を実施しております。その結果、子育て支援に関する項目の中で安全な遊び場や児童館など、子供の居場所が身近にないとの回答が子育て世代全体で47.2%という高い割合を占めております。さらに、必要な子育て支援策として子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしいとの要望が72.2%に上り、多くの家庭が子供と安心して過ごせる環境の充実を求めることが明らかになっております。こうした子育て世代の声を受け止め、子育て環境の魅力を向上させる公園づくりを進めることは、村の子育て支援の充実につながるだけではなく、地域の活性化にも貢献するのではないでしょうか。安全で楽しく過ごせる公園の整備は、村内の子育て世代を応援する取組であると同時に、村の魅力を高める要素となり、多方面からの注目も集めることとなるのではないかと思っております。

さらに、観光面においても家族連れが訪れやすい環境を整えることで地域のにぎわいを創出する可能性があると思いますが、最後に村長、いかがでしょうか。御答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（那須良策君） 中嶽村長。

○村長（中嶽弘継君） 私から総括してお答えをさせていただきたいと思います。

まず、カントリーパークにつきましては、もう建設後30年が経過いたしました。これをつくるきっかけといいますのが、岩野地区活性化委員会というのができまして、これは昭和の終わりでございました。60年過ぎぐらいでした。岩野地区に球

技、例えばソフトボールをするような広場もない、公園もないということで、そういった設置を検討できなかということ、地元で議員さんたちも入られて委員会が作られて、その中の提言がカントリーパークの構想になってきたわけです。そして、今の国土交通省じゃなくして、まだ建設省の時代でございまして、非常に補助事業については補助メニューはタイトです。もう非常に決まったことしかできないというようなことでやってきたのがそうでございますが、その中であえて言いますと、あそこは小野大地といいまして、その上のほうに稻荷神社がございます。その中で、鎮守の森構想ということで作っていこうということ、それと多自然型でやっているこうということでなるべくコンクリートあたりを前面に出さないような形でやっているこうということでの地元、コンサル、それから役場あたりの打ち合わせで動き出したのが平成2年、でその当時の担当者が動き出したわけですね。そして、いよいよ補助採択になってしまった。そのときの都市公園は特定地区公園はこの水上のほいほい広場と人吉の石野公園、その2か所でございました。そして、水上は水上の特徴を出していこうということでやってきましたが、鎮守の森構想もやはり30年もたちますと、今の広葉樹も非常に大きくなつて茂つております、そのことについても先ほど安全、防犯、そういったことを含みましての伐採、そういったこともやっていかなければならぬと思っておりますし、それと、今シルバー人材のほうも私が一応理事長をさせていただいておりますので、現在56名なんですよ。多いときは64名おりましたが、やはり高齢者の人たちが減っていく。若い人々はまだまだ仕事に追われて、なかなかそのシルバーのほうに出て参画する機会がないという方が多くて、今56名で活動をしております。しかし、その中の全てが普通作業員でやるんじゃなくして、いろんな習字とかいろんな文化的なことまで含めてで56人ですので、実際は屋外作業、軽作業とか含めてやられる方は30名程度しかおられないということですね。そういう中でやりくりをしながら担当課が今やっているということでございますので、その辺につきましては、きっちとした快適な環境と安全対策については、安全基準に基づいてやっていこうかなと思っておりますし、今、遊具の整備につきましても、危ないやつはやはり建設省の時代から指針として撤去しなさいということでありまして、旧岩野小学校、旧湯山小学校、それから旧水上中学校と旧古屋敷小学校、それから江代地区の集会室にありました遊具は全てもう危ないやつは管理者と打ち合わせして撤去するという方針できたのが今の現状でございます。しかし、やはり知育の遊具、そういったことも今は求められておりますので、やはり時代背景がどんどん変わつてきます。高度経済成長からバブルを経て、安定成熟化した今時代ですけど、そういうところと、ですから余計そういういろんな環境を求められて、快適な環境を求められると思い

ますので、そういったところにつきましては、いろいろ補助の財源を見つけながらやつていこうかなと思っております。管理費は全て村の一般財源使用でいきますので、それだけでいきますと大変ですので、さっき言わされましたパークのPFI、そういうことも一応検討させていただきたいと思いますが、そこで担当課長が申し上げましたように、指定管理のほうも検討いたしましたがなかなか収益が出ないことには引き受け手がないということもございましたので、そこにもまた精度を上げてやらせていただきたいと思っております。

それから、トイレ関係についてもお話しいただきました。トイレにつきましてもやはり30年前に造ったトイレでございますので、水洗化はしておりますけど、やはりそういった施錠、鍵の問題でありますとか、子供さんたちが不安を感じないとか、そういうことを含めまして再点検をさせていただきたいなと思っておりまして、現在の利用者のニーズに応えていければなということで考えております。

それから、先ほどインクルーシブの遊具のお話がございましたが、これにつきましては、もちろん健常者と障害のある方々が共生をしていく社会を目指していくということは、もうこれはごく当たり前のことでございますので、それと、先ほど言わされました、サステナブル・デベロップメント・ゴール、これにつきましてもやはりきちんと取り組めるところは取り組んでいきたいということで考えております。

そして、また日陰のスペース、これ非常に近頃、近年暑くなっております、今年は昨年にもまして猛暑日が多くなるだろうということも気象庁のほうから防災会議でも発表がございましたので、そういうことを踏まえながらいきますと、やはり先ほどパーゴラの話がございましたし、あと木陰を作るような植樹あたりもできないかとか、あずまやとかですね、そういうのを配置検討も今から検討をさせていただきたいなと思っております。

それから、当然、公園あたりは誰もが利用できるようなくぎわいの創出、にぎわいの空間でございますので、やはりそのためには快適、安全、安全環境基準に基づいてやっていくということが基本でございますので、そのところは繰り返しになりますけど、しっかりと担当課のほうでどういったことが安全なのか、どういったことが安全基準から外れるのか、そこをちゃんと取捨選択をしながらできることはやっていくということで考えていきたいと思っております。

それから、ありがたいことに子育て支援の話もいただきました。多分そのことは私も存じております、保健福祉課のほうから当時のアンケートを取った結果も私も見ておりますので、それにつきましても、やはり今いろんな形で子育て支援をしておりますが、そういう違った見方からみての子育て支援につながっていくということでございますので、そこら辺を網羅した形での検討をやらせていただければと

思っておりますので、御理解のほどをよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵さん。

○3番（小川 恵君） 村長の御答弁ありがとうございます。

最後に、水上村は自然豊かな環境に恵まれています。しかしながら、子供が安全に遊べる場所は限られています。特に小さな子供を持つ家庭にとって、遊具のある公園は貴重な遊び場となっており、ほいほい広場は、その役割を担う唯一の公園であることは確かであります。時代が、背景が変わっていくと村長おっしゃられましたように、公園ができた目的は自然をということでしたが、利用者のニーズにできるだけ今後応えられるよう地域住民の皆様の力をお借りしながら未来に続く、住みよいまちづくりを目指していくことを望みます。

これ本当に最後です。なぜほいほい広場と名付けられたのか、御存じの方はいらっしゃいますでしょうか。尋ねたり、調べたりいろいろしたのですが、最終的にはこの答えに行き着きました。山の神と川の神がこの場所でほいほいと声を掛け合うことから名付けられたということですが、真相はいかにです。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵さんの一般質問を終わります。

続きまして、2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） はい、2番、杉野です。それでは、議長から発言の許可がありましたので、通告書に基づきまして一般質問をいたします。

熱中症対策について質問いたします。

例年にも増して猛暑に見舞われました昨年の夏でございますが、熊本県内は35度超えの記録的な暑さが続き、あさぎり町では、38.4℃と観測史上最高気温を更新した日もございました。熱中症警戒アラートが連日発表され、日中の不要不急の外出自粛の呼びかけも目立ちました。今年の気象庁による向こう3か月間の長期予報においても平均気温が高くなる見込みとなっております。そうなってきますと熱中症罹患リスクの高まりが懸念されるわけですが、昨年4月に改正気候変動適応法が施行され、従来の熱中症警戒アラートより一段階上の警戒情報である熱中症特別警戒アラートが創設されております。今後、広域的に過去に例のない危険な暑さ等により、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるような事態も危惧されるわけですが、近年の上球磨消防署管内の熱中症による救急搬送の状況について伺います。

○議長（那須良策君） 西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） それでは、お答えいたします。

上球磨消防署管内における熱中症の救急搬送の状況でございますけれども、一般質問資料のですね、3ページをお願いいたします。ここに平成27年から令和6年までの10年間の東分署を含んだ上球磨消防署管内における熱中症によります緊急搬送の一覧表がございます。令和6年度で申し上げますと、熱中症による搬送が合計で56件となっております。平成27年から令和5年までの9年間の熱中症による救急搬送の平均は、年間21件でございまして、令和6年は過去9年間の平均の2.7倍という高い搬送率になっているような状況でございます。

また、令和2年と令和5年は、年間30人を超える救急搬送数でございまして、一昨年、昨年と近年が最も搬送数が多くなっている状況でございます。

各月ごとの状況を見てみると、寒い期間の熱中症による搬送数は少ないものの、気温が上がる7月から9月の期間は、特に搬送件数が多い状況が伺えます。

なお、表の下段に記載しておりますけれども、令和6年の搬送者56人の年齢の内訳でございます。0から19歳が9人、20歳代が2人、40歳代が4人、50歳から64歳が4人、65歳以上が37人となっており、高齢者の搬送が多い状況でございました。

また、場所については、屋内における熱中症の搬送者は35人、その内、住居内は25人、工場などの仕事場が6人、学校などの教育機関2人、公衆施設2人となっています。令和6年の搬送状況を見ますと、屋内における高齢者の搬送割合が多い状況でございますので、本村におきましても今後熱中症防止対策について住民に周知してまいりたいと思います。

以上で、上球磨消防署管内における搬送状況についての答弁といたします。

○議長（那須良策君） 2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） ただいま上球磨消防署管内の熱中症による救急搬送資料によりまして説明いただきましたが、令和6年の救急搬送件数が56件と過去10年間で最も多く、過去9年間の平均値の2.7倍となっており、月別にみると5月から徐々に増加していき、7月、8月をピークに減少していってますが、10月でも搬送者がいらっしゃいます。また、屋内における高齢者の搬送割合が高いという特徴もあるようでございます。

総務省消防庁の報道資料を見ましても、令和6年5月から9月の全国における熱中症による救急搬送人員の累計は9万7,578人で、平成20年の調査開始以降、最も多い搬送人員となっております。年齢区分別では、65歳以上の高齢者が最も多く57.4%、発生場所別では、住居が最も多く38%と、上球磨消防署管内と同じような傾向にあります。熱中症は、統計資料にございますように、高齢者の方、また、仕事や作業のため屋外に出ておられる方のみならず、室内で過ごされている

方も罹患する可能性が大きく、命の危険を伴う健康被害が深刻化しております。

そのような中、今月1日からは改正労働安全衛生規則の施行によりまして、企業には熱中症対策が義務化され、従業員の安全配慮が強く求められ、具体的かつ強制力のある熱中症対策が導入されることとなり、これまで以上に熱中症に対する危機意識の高まりであると認識しております。

そこで、村内の各地域にございます公民館を涼みどころとして開放し、冷房設備が整った施設で極端な高温気象条件による熱中症の危険を避け、安心してくつろぐことができる休息場所とすることで、高齢者をはじめ、乳幼児、体に障害がある方、病気や体調の悪い方など、熱中症リスクの高い方たちの熱中症予防につながるのではないかと考えます。もちろん家庭でエアコン等の冷房設備を備えて暑さ対策をしっかり行つていらっしゃる方もおられるとは思いますが、以外と高齢者の中には冷房の使用を我慢されたり、使用されたとしても稼働時間を短く設定されたりするなど、そういった方もいらっしゃるのではないかと思います。近年のエネルギー、食料品価格の上昇を考えますとなおさらだと感じております。そのことからも併せまして、暑さが本格化する7月から残暑厳しい10月頃までの必要な期間、各地域の公民館を涼みどころとして住民に開放したことに伴います冷房設備使用による電気料金の上昇分を区に助成することで住民の方が気兼ねなく公民館を使用できるのではないかとも思うわけですけども、見解を伺います。

○議長（那須良策君） 西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） それでは、ただいまの質問についてお答えいたします。

一般質問資料のですね、4ページを御覧いただきたいと思います。まず、気象庁の平均気温の推移について資料をつけておりますので、若干説明させていただきます。

ここに平均気温のデータを載せておりますけれど、10年刻みの表になっており、130年間の熊本県の各月ごとの気温の推移を表しているものでございます。2024年の平均気温は、18.9度であり、昨年は過去最高の平均気温も記録しております。その中で、2024年7月の平均気温は28.9度で10年前の2014年7月が26.8度でございますので、比較しますと月平均気温が2.1度上昇しております。また、8月の比較では、2024年8月が30.6度、10年前が26.8度でございますので、3.8度の上昇、9月では、2024年が29度、10年前の2014年が24.3度でございまして4.7度の上昇と、いずれの月も夏場の気温が特に上昇している状況でございました。また、8月の平均気温は、過去の統計データ上、初めて30度を超えている状況でもあり、地球温暖化現象は進んでいく状況が伺えます。

このように、今後も気温の上昇が見込まれる中、昨今の価格等高騰に併せ、電気料金も高騰している状況でございます。これにより、冷房機の使用を控え、エアコンを使用していなかった方が屋内で熱中症となり、救急搬送される事例も、先ほど申し上げたとおり、毎年報道されております。今やエアコンは夏場を乗り切る大事なアイテムとなっているのが現状でございます。

そこで、本村でも公共施設をクーリングシェルターとして利用していただくことも可能ですが、議員がお話されたように、身近にある地区の公民館は距離の面からしても休憩先として利用しやすいことだと思います。しかし、地区の公民館を開放するには、鍵の貸出しなど区での対応が必要でございますので、まずは各区の御意見を伺いながら協議させていただく必要がございます。区の了解が得られまして、公民館を利用することが可能となりますと、あとは区での運用にお任せすることになりますが、区での負担も出てまいりますので、その場合、村のほうで必要な助成を行うなど検討しなくてはならないと考えております。

関連になりますけれども、今年度から村の単独補助事業といたしまして、65歳以上の方で収入が老齢基礎年金のみの受給者の方を対象に、高齢者生活支援給付金を1人当たり2万円給付するようにしておりますので、自宅での電気料等にも役立てていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） 今説明にありましたように、10年前と比較して昨年は7月が2.1度、8月が3.8度、9月が4.7度と月平均気温が上昇しておりまして、最高気温、最低気温ともに上昇している状況が伺えますし、冷房設備がないと快適に過ごすことができない気象条件になってきております。課長が言われましたように、公民館の開放となりますと、鍵の管理や利用規定など区によりまして運用の違いがあるかと思いますので、対応については、実情に応じて区に委ねられるのかと思います。また、村の単独補助事業である高齢者生活支援給付金といった手厚い補助制度も暑さ対策などに有効に活用いただきたいと思います。

先ほど課長のほうから公民館の利用が可能となった場合の区の負担について、村の方で必要な助成を検討するといった答弁をいただいたわけですが、まずは公民館を涼みどころとして開放、利用することについて住民への意向調査をはじめとする試験的な試行期間を設けるなどのモニタリングを行うことや、助成金算定のための電気料金調査等も併せて取り組むことから検討してはいかがと思うわけですが、よろしければ見解を伺います。

○議長（那須良策君） 西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） それでは、お答えいたします。

今、質問があったように、村としては、各地区の公民館を熱中症対策として開放することはですね、利用者がいるというのが前提でございますので、7月に区長会もございますので、その場でちょっと説明をさせていただいて御意見を伺いたいと思っております。併せて、議員おっしゃったように電気料等のモニタリングを行いながら、現在の補助制度のほかに何らかいい施策がないかまた検討材料として今後進めてまいりたいと思います。まずは現状を把握したいと思います。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） ただいま7月の区長会での説明や現状の把握から取り組むといった前向きな答弁をいただきました。早速の御対応に期待をいたしたところでございます。

これまで熱中症予防の観点から公民館の地域開放について見解を伺ってきたわけですが、現在、公民館は主に区の行事や百歳体操などの介護予防や健康教室の場として利用されております。人口減少、高齢化の進展により、集落の存在自体が危惧され、地域の連帯意識が希薄になる傾向にある中で、涼みどころとして開放することでさらに住民が自発的に集いやすい機会が増え、新たなコミュニティ活動を誘発させる要因となることも期待できるのではないかと思うわけですが、見解を伺います。

○議長（那須良策君） 西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） それでは、お答えいたします。

現在、各地区におきましては、介護予防運動としまして、住民運営の通いの場、百歳体操が村内の15集落で取り組まれ、12か所の公民館で実施されております。また、社協が行っているふれあい会のほか、村が主体として取り組む元気クラブ、元気が出る学校など、健康寿命を延ばすための介護予防の推進は今後も重要なことだと思っております。そのような中、今お話ししました各地区で行われている百歳体操やふれあい会の介護予防運動をそのまま休憩を兼ねて公民館に残り、暑い時間帯を涼んでいただくことにより熱中症を防ぐこともできると思いますし、また、車を運転されない方ですね、公民館まで行けないことも考えられますので、そのような方については、地区の住民の方が声掛けをしていただき、誘っていただくことによって介護予防活動への参加を促すことができると思っております。

そこで、地区の住民のよりどころを日頃から確保できていれば、介護予防活動への足掛かりにもなりますし、さらに、集いの場としての地域コミュニティの活性化と住民の連帯意識向上にもつながることが期待できると思っております。

これに関連しまして、介護予防運動の推進を図るため、令和6年度から介護予防拠点活動補助金としまして、百歳体操が行われている12か所の実施地区につきまして補助金を支出しております。参加人数にもよりますが、11人以上の参加者がおられますと月3,000円の12か月分を補助金として支出し、光熱水費や消耗品、食糧費等に使用していただけるようにしております、住民が集いやすい施策も実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） 課長が言われましたように、介護予防運動の延長で暑い時間帯の待避場所として公民館を利用いただくことも可能となりますし、その際のお茶菓子代等に使える予算も措置されております。

また、このような取組がきっかけとなり、引きこもりの防止や単身高齢者の孤独の解消なども期待できるのではないかと思います。

政府は、今年の酷暑対策として、2025年度予算の予備費をもち、7月から9月分の電気・ガス料金への補助を再開し、家計を支援する方針や電力の需給予備率が3%を超える、7%以上を確保できる見通しとして、節電要請は行わない予定しておりますが、いずれも時限的な再開の繰り返しとなっております。

個人宅の電気料金の負担軽減はできましても、そのことでコミュニティ活動の誘発にはつながらないと思います。

昨年度の水の恵み交付金を財源とした水上村地域コミュニティ活動支援助成金の利用団体は、4団体のようございますが、住民が集いやすい機会を増やすことで、ほかの活動にも派生していく可能性があるのではないかとも思います。

このようなことから、一つ目は、熱中症予防対策、二つ目は、地域のコミュニティ活動の機運醸成の観点から、公民館の地域開放につきまして質問させていただきました。

熱中症特別警戒アラートが発表され、自治体の判断で、いわゆるクーリングシェルターとして指定した公共施設を開放するのではなく、住民の主体的な判断で、身近な公民館を涼みどころとして利用できた方が現実的であると思います。その際、住民がためらわれるのが、電気料金の上昇だと思われます。

先ほど区長会への説明、住民への意向調査やモニタリングを行うなど、前向きな答弁をいただきました。この取組が住民の健康を守り、福祉の向上につながりますことを御期待いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（那須良策君） 2番、杉野貴文君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩します。再開を午後1時といたします。

—————○—————

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

—————○—————

○議長（那須良策君） 休憩中の会議を再開します。

お諮りします。日程第5 報告第1号から日程第6 報告第2号まで関連がありますので、一括して上程したいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

一括して上程します。

—————○—————

日程第5 報告第1号 令和6年度水上村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第6 報告第2号 令和6年度水上村一般会計事故繰越繰越計算書の報告について

○議長（那須良策君） 日程第5 報告第1号 令和6年度水上村一般会計繰越明許費
繰越計算書の報告について、日程第6 報告第2号 令和6年度水上村一般会計事
故繰越繰越計算書の報告についてを議題といたします。

説明を求めます。田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） それでは、議案書①の2ページをお願いいたします。報告
第1号 令和6年度水上村一般会計繰越明許費繰越計算書。

地方自治法第213条第1項の規定により下記のとおり繰越しをいたしましたの
で、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

令和6年度水上村一般会計繰越明許費繰越計算書でございますが、合わせて13
件、3億9,976万3,000円の事業繰越を行ってございます。

1件目、最初になります、地域公共交通対策費につきましては、球磨川鉄道安定化補助金、災害復旧分で球磨川4橋梁建設工事第3期工事等に伴うものでございま
して、こちらは、工事完了を受けて令和8年3月までの交付を予定しております。

2件目の移住定住推進事業費につきましては、岩野地区村有住宅、旧坂本邸整備
工事に伴うもので、6月末の完了を予定しております。

3件目、スポーツ環境整備事業につきましては、陸上競技場400メートルトラ
ック造成工事第1期工事、こちらは駐車場整備に係るものでございまして、事業完

了は年度末を予定してございます。

4件目、次の道路新設改良費につきましては、村道石舟五本松線道路改良事業に係るもので、こちらは令和6年度当初分と国の令和6年度補正分がございまして、当初分につきましては、令和7年の10月末、補正分につきましては、年度末に完了予定でございます。

5件目、橋梁長寿命化改築事業につきましては、国の令和6年度補正による北目平谷線無名橋補修工事設計業務委託に係るもので、こちら事業完了は年度末を予定してございます。

6件目、6年災農地等災害復旧費につきましては、神揚高澄地区農地災害復旧工事に係るもので、事業完了は年度末を予定してございます。

7件目、6年災林道施設災害復旧費につきましては、林道湯山峠小崎線と川内線の災害復旧工事に係るもので、こちらは2路線とも年度末の事業完了を予定してございます。

8件目になります。5年災農地等災害復旧費につきましては、舟石①地区の農地災害復旧工事に係るもので、事業完了は年度末を予定してございます。

9件目、5年災林道施設災害復旧費につきましては、林道幸野線災害復旧工事に係るもので、事業完了は12月を予定してございます。

10件目、4年災林道施設災害復旧費につきましては、林道倉谷線災害復旧工事に伴う地質調査に係るもので、事業完了は10月を予定してございます。

11件目、2年災林道施設災害復旧費につきましては、林道美尾谷線災害復旧工事に係るもので、事業完了は年度末を予定してございます。

12件目、6年災公共土木施設災害復旧費につきましては、祓川河川災害復旧工事に係るもので、令和7年8月に発注予定でございまして、事業完了は年度末を予定してございます。

13件目、最後になります。4年災公共土木施設災害復旧費につきましては、村道黒尾谷線道路災害復旧工事、それから、村道麦地湯山峠線道路災害復旧工事に係るもので、黒尾谷線につきましては10月、麦地湯山峠線につきましては年度末の事業完了を予定してございます。

以上、13件、3億9,976万3,000円でございます。

次に、議案書3ページをお願いいたします。報告第2号 令和6年度水上村一般会計事故繰越繰越計算書。

地方自治法第220条第3項の規定により下記のとおり繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、報告するものでございます。

令和6年度水上村一般会計事故繰越繰越計算書でございますが、今回5件の事業

繰越を行ってございます。

1件目の5年災林道施設災害復旧費につきましては、幸野線に係るもので、現在施工中でございまして、年度末の事業完了を予定してございます。

2件目の4年災農地等災害復旧費につきましては、舟石②、④地区災害復旧工事に係るもので、こちらも現在施工中で、年度末の事業完了を予定してございます。

3件目の4年災林道施設災害復旧費につきましては、上米良大平線、倉谷線、梅木鶴線災害復旧工事に係るもので、こちらも現在施工中で年度末の事業完了を予定してございます。

4件目になります、2年災林道施設災害復旧費につきましては、梅木鶴線災害復旧工事に係るもので、こちらも現在施工中で年度末の事業完了を予定してございます。

5件目、最後になります、4年災公共土木施設災害復旧費につきましては、麦地湯山峠線道路災害復旧工事に係るもので、こちらは4月30日に完了してございます。

合計5件、2億3,397万5,770円でございます。

以上で、報告第1号、第2号の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

報告を終わります。

-----○-----

日程第7 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（那須良策君） 日程第7 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中嶽村長。

○村長（中嶽弘繼君） それでは、議案書①の4ページでございますが、諒問第1号について御説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、法務大臣に対し、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を聞くものでございます。

氏名、岩崎明美、生年月日、昭和36年11月28日、住所、水上村大字湯山611番地3、任期は3年でございます。

提案理由でございますが、岩崎さんが令和7年9月30日に任期満了を迎えることから、再任をまたお願いしたく、今回議会の意見を聞くものでございます。

岩崎さんは、球磨郡内の高校を卒業後、愛知県の女子短期大学に進学され、卒業後は、昭和58年9月から水上村の保育所で嘱託職員として勤務をされ、その後、平成3年7月からは、水上村社会福祉協議会職員として桜寿苑での通所介護員やホームでの訪問介護員等を担っておられます。令和4年3月末日に退職をされました。その後は社会福祉協議会の再任用職員として現在訪問介護員サービス提供責任者として勤務をしていただいている方でございます。勤務をしておられますが、計画性をもって業務に支障なく対応できている現状から、今回、再度提案をさせていただくものでございます。人格・識見ともともに高く、広く社会の事情にも精通しておられる方でございまして、今回、最適任者として再度推薦をするものでございます。

議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願ひ申し上げまして、説明を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件に賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり賛成することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 議案第1号 専決処分事項の承認を求めるについて (水上村税条例の一部を改正する条例)

○議長（那須良策君） 日程第8 議案第1号 専決処分事項の承認を求めるについて（水上村税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堤田税務住民課長。

○税務住民課長（堤田江美子君） それでは、専決処分によります議案説明をさせていただきます。議案書の5ページをお願いいたします。

議案第1号 専決処分事項の承認を求めるについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別添専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、別添のとおり専決する。専決日は令和7年3月31日でございます。

専決の理由としまして、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年4月1日から施行されているため。

7ページをお願いいたします。

専決第1号 水上村税条例の一部を改正する条例の改め文です。7ページから11ページとなっております。

今回の水上村税条例の一部改正の概要でございますが、令和7年度税制改正の大綱に基づく地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布、4月1日から施行されております。これに併せて、水上村税条例につきましても税法改正に伴う引用条文の改正が必要でございますので、水上村税条例の一部改正について、令和7年3月31日に専決処分し、4月1日より施行しているものでございます。

内容は大きく5つとなっており、公示送達関係、個人村民税関係、軽自動車税関係、固定資産税関係、たばこ税関係でございます。物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応などとなっており、条文追加及び条項のずれの改正、文言の読み替えなど、法整備に併せた一部改正を行っております。内容につきましては、議案説明資料で御説明をさせていただきます。

議案説明資料2ページをお願いいたします。

今回の改正に伴う水上村税条例の一部改正事項で、条項ごとの改正内容をお示したものでございます。条例ごとに御説明をさせていただきます。なお、文言の改正及び改正に伴うところの条ずれ等は割愛させていただき、主な部分のみの説明とさせていただきます。

条例第18条です。公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴うものでございます。

第34条の2は、所得控除におきまして、控除すべき金額について特定親族特別控除額を追加したものでございます。

第36条の2第1項は、村民税の申告におきまして、特定親族特別控除の創設に

伴います公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備でございます。

第36条の3の2第1項では、給与所得者の扶養親族等申告書記載事項につきまして、特定親族を追加したものとなっております。

次の同条の3の3第1項につきましては、公的年金等受給者の扶養親族等申告書で特定親族特別控除の創設に伴います公的年金等受給者の扶養親族等申告義務に係る提出義務規定等が整備されたものとなっております。

第82条です。軽自動車税種別割の税率につきまして、標準税率の区分の見直しに伴う税率区分の改正となっております。

次のページをお願いいたします。第89条第2項は、軽自動車税種別割の減免につきまして、標準課税率の区分の見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定が整備されたものとなっております。

第90条第2項及び第3項は、身体障害者等に対する軽自動車税種別割の減免につきまして、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証提示義務に係る規定等の整備となっております。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定に適用を受けるとすべき者がすべき申告で、特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められた場合には、特例を適用することができる規定が新設されたものとなっております。

最後の附則第16条の2の2、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例について新設されたものとなります。加熱式たばこの課税方式を見直し、2段階に分けて1本あたりの税額を紙たばこと同等にするものでございます。

議案書の10ページに戻っていただきまして、施行期日についてでございます。令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日からそれぞれ施行し、以降につきましては、それぞれ経過措置を定めるものとなっております。

以上でございますが、議案説明資料の4ページから16ページにかけ、ただいま説明しました改正内容の新旧対照表を載せておりますので御確認をお願いいたします。

以上で、議案第1号 水上村税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を承認することに賛成の方は、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第1号 専決処分事項の承認を求めるについて（水上村税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 議案第2号 専決処分事項の承認を求めるについて

(水上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○議長（那須良策君） 日程第9 議案第2号 専決処分事項の承認を求めるについて（水上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堤田税務住民課長。

○税務住民課長（堤田江美子君） 続きまして、議案書12ページをお願いいたします。議案第2号 専決処分事項の承認を求めるについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別添専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、別添のとおり専決する。専決日は令和7年3月31日でございます。

専決の理由としまして、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年4月1日から施行されるため。

14ページをお願いいたします。

専決第2号 水上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改め文でございます。内容は議案説明資料で御説明をさせていただきます。

説明資料の17ページをお願いいたします。

国民健康保険税条例の一部改正概要でございます。議案第1号と同様、令和7年度税制改革の大綱におきまして、地方税法施行令が令和7年4月1日から施行されていることに伴い、国民健康保険税の基礎賦課分及び後期高齢者支援金賦課限度額の引き上げとともに、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る軽減判定所得の基に

なる判定基準額を上げるものでございます。

まず、第2条第2項及び第23条第1項では、国民健康保険税を算出する際の一般医療分の賦課限度額を65万円から66万円に引き上げるもの、また、第2条第3項中及び第23条第1項中、後期高齢者支援金等賦課分に係る限度額を24万円から26万円にそれぞれ引き上げとなります。

第23条第1項は、軽減判定所得の見直しの改正によりまして5割軽減の対象となる世帯、1人当たりの加算額を29万5,000円から30万5,000円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯につきましても54万5,000円から56万円に引き上げるものでございます。

18ページから19ページは、今回の条例改正に係る新旧対照表でございます。御確認いただければと思います。

戻っていただきまして、議案書14ページになります。

施行期日につきまして、令和7年4月1日から施行する。適用区分につきましては、令和7年度以降の国民健康保険税について適用し、令和6年度までの国民健康保険税については、従前の例によるところになります。

以上、水上村国民健康保険税の一部を改正する条例の説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を承認することに賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第2号 専決処分事項の承認を求めるについて（水上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 議案第3号 財産の取得について（スポーツサイエンス事業）

○議長（那須良策君）　日程第10　議案第3号　財産の取得について（スポーツサイエンス事業）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。甲斐地方創生推進課長。

○地方創生推進課長（甲斐　敦君）　議案書15ページをお願いします。

議案第3号　財産の取得について御説明申し上げます。

次のとおり財産を取得するにつき議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、スポーツ環境整備事業におけるスポーツサイエンス施設整備として財産を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び水上村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるためございます。

取得財産につきましては、1、三次元動作解析システム関係備品一式、2、輻射式冷暖房システム関係備品一式、3、寝具関係備品一式、4、計測機器関係備品一式でございます。

取得財産ごとの詳細につきましては、次ページからにより御説明いたします。議案書の16ページをお願いします。

まず、三次元動作解析システム関係備品でございますが、三次元動作解析システム1台、赤外線動作計測用カメラ4台、収録解析用ワークステーション1台、呼吸代謝測定装置1台、床反力計2枚、心電、床反力計収録システム1台でございまして、用途につきましては、赤外線型のハイスピードカメラを用いて人体や物体の動きをリアルタイムに計測し、短時間で高精度の動作解析を行うものでございます。また、合宿等で来られたアスリートを対象に呼吸代謝、床反力、心電を計測、解析し、フィードバックを行うことで競技力向上、けがの予防、ふだんの練習に役立てるものでございます。

取得の方法は、指名競争入札でございます。

取得金額が3,696万円、消費税込みの金額でございます。

取得の相手方は、長野県松本市和田4010-10、キッセイコムテック株式会社、代表取締役城取学でございます。

議案書17ページをお願いします。

続きまして、輻射式冷暖房システム関係備品につきましては、輻射式冷暖房システム11台、大部屋用のエアコン1台でございまして、用途につきましては、エアコンと輻射パネルを融合したハイブリッド型輻射空調システムを導入することで、一般的な電気式パネルヒーターと比較してランニングコストの削減を行い、エアコンだけでは実現できなかった温度ムラのない居心地の良い空間を創り出すもので、輻射式空調を利用することで室内の温度差が小さく身体への負担の少ない快適な環

境を創り出すものでございます。

取得の方法は、指名競争入札でございます。

取得金額が1,259万7,200円、消費税込みの金額でございます。

取得の相手方は、熊本市中央区水前寺2-17-7、株式会社エコファクトリー、代表取締役村上尊由でございます。

議案書18ページをお願いします。

続きまして、寝具関係備品につきましては、木製シングルサイズベッド18台、木製セミダブルサイズベッド12台、木製2段ベッド、シングルでございますが68台、3種類全てにおいてベッド、マットレス、枕、毛布、布団、敷パッドを含みます。用途につきましては、合宿等で来られた実業団、学生の宿泊に利用するもので、宿泊14部屋に分け備え付けるものでございます。

取得の方法は、指名競争入札でございます。

取得金額が1,362万9,000円、消費税込みの金額でございます。

取得の相手方は、東京都中央区京橋1-6-13、ライズ東京株式会社、代表取締役吉川立洋でございます。

議案書19ページをお願いします。

最後に、計測機器関係備品でございます。高压酸素ルーム2台、酸素濃縮器2台、アスリート向け下半身筋力測定器1台、住民向け下半身筋力測定器1台、上半身筋力測定器1台、心肺機能測定用ランニングマシン1台、関節・バランス・体組成・認知能力測定のための簡易身体測定器2台でございまして、用途につきましては、三次元動作解析システムなどと機器を組み合わせることにより、ランニングフォームや心肺機能の計測及び関節の可動域の分析、身体バランス、体組成の把握、認知能力のチェックを行い、アスリートの基礎体力の増強及び住民の健康寿命の向上に役立てるものでございます。

取得の方法は、指名競争入札でございます。

取得金額が3,329万9,999円、消費税込みの金額でございます。

取得の相手方は、宮崎県宮崎市吉村町北原甲1437-4、MLT株式会社、代表取締役榎本祐介でございます。

入札の結果の詳細につきましては、右肩番号②議案説明資料の20ページから23ページを御覧いただきたいと思います。令和7年5月30日午後2時に執行いたしました入札の結果でございます。

以上、説明を終わります。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、米本宗徳君。

○7番（米本宗徳君）　はい、7番です。

1と4は利用するに当たり、料金が発生するのか、しないのか。発生するとしたら幾らぐらいを想定されているか教えてください。

○議長（那須良策君）　甲斐地方創生推進課長。

○地方創生推進課長（甲斐　敦君）　では、お答えします。

三次元動作解析システムと計測機器関係につきましては、旧湯山小学校の改築工事完了前に施設の設置条例等制定することになります。そのときに合わせて協議していきたいと今考えておりますので、時期をみて全員協議会等で御審議いただきたいと思っております。今のところまだ想定はしておりません。

以上です。

○議長（那須良策君）　7番、米本宗徳君。

○7番（米本宗徳君）　すみませんが、利用料金が発生するかしないかを。金額はまだそのときでいいですけど、発生するかしないかだけを教えてください。

○議長（那須良策君）　甲斐地方創生推進課長。

○地方創生推進課長（甲斐　敦君）　お答えします。

多分施設の使用料という形の料金徴収体系になるかと思いますので、機器をこれを使ったらお幾ら、これを使ったらお幾らという料金体系にはならないと思います。
以上です。

○議長（那須良策君）　ほかにありませんか。

6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽　晋君）　すみません、同じく、1番と4番の財産取得に関してなんですが、こういう機器を導入するに当たって、こういう機器が必要になりますよ、こういう機器があったがいいですよというアドバイス等はどちらからいただいて購入に至るんですか。

○議長（那須良策君）　甲斐地方創生推進課長。

○地方創生推進課長（甲斐　敦君）　多分熊本保健科学大学のアドバイス、協議と思います。

○議長（那須良策君）　6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽　晋君）　スポーツサイエンス施設整備ということで、おそらく保健科学大かなというところは思ってたんですが、決して安い金額ではないですし、まだ利用料も決められておりません。まだ決める段階にはないということですが、やはりその後の何ですか、メンテナンス等を考えたときにも、結構独自な機械やシステムになっていると思うんで、そのメンテナンスにかかるようなある程度の料金は取る

必要があるのではないかなど、個人的には考えておりますので、今後の全協なり、またそのときに十分調査した上での報告をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） はい、すみません、私も繰り返しになりますが、取得財産の1と4について、ちょっとお伺いしたいと思います。

かなり専門的な知識を持たないと取扱いができないような機器も載っているようを見るんですが、これは誰でも取扱いができるものなのか。先ほどちょっと出ました熊保大の方々が来てそのあたりの分析等々を行われるのか。また、その例えは熊保大の方が来られないと使えないのであれば、どのぐらいの頻度を想定されているのか。年間に對して、どのぐらい来られて、どの程度のこの機器を利用されるのか。

○議長（那須良策君） 甲斐地方創生推進課長。

○地方創生推進課長（甲斐 敦君） お答えします。

今、議員言われたとおり、熊本保健科学大学等々のデータ蓄積とか、そういうのに使うためのものだと私も思っておりますので、そちらのほうが機器の使用に関してはされると。ただ、今うちに地域おこし協力隊がおりまして、機器の取扱いとか、そういうのにもちょっと今勉強に行っておりますので、そちらのほうでも使えるのかなというふうに考えております。

ちょっと頻度についてはまだちょっと未定でございます。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） はい、ぜひ熊保大の方だけじゃなくても使える機器があるのであれば、できるだけこう住民の健康寿命の向上ともうたってありますので、できるだけ利用ができるような体制をお願いしたいと思います。

あとすみません、もう1点お願いします。

これも財産取得の今度はですね、2と3ですかね。輻射式冷暖房システム、これが11台と1台で12台の導入、大部屋ともう1つは書いてありますが、実際、寝具のほうは全て合わせると14部屋に分け備えつけるものということで、2つの部屋はこの冷暖房システムができないのか、もしくは大部屋が兼ね備えているのか、ちょっとここをお伺いしたいと思います。

○議長（那須良策君） 甲斐地方創生推進課長。

○地方創生推進課長（甲斐 敦君） お答えします。

エアコンにつきましては、今、既存のエアコンもございます。部屋の間仕切りの仕様では既存のやつが使えるところについてはエアコンを設置しないと。既存のや

つは使う。例えば、個室になったり、間仕切りをして部屋が分断されたりというところにはエアコンをつけなければならない。新設の部屋にもつけなければならない。実際まだエアコンがついてない部屋もございますので、その辺を合わせたところの12台という形になります。よろしいでしょうか。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） すみません、少し私勘違いしてたところもあるのかもしれません、エアコンと輻射パネルを融合したハイブリッド型輻射空調システムということだったので、既存のエアコンを利用して輻射パネルに流してやる方法のことなのかなと思ったんですが、そうではなかったということですかね。

○議長（那須良策君） 甲斐地方創生推進課長。

○地方創生推進課長（甲斐 敦君） お答えします。

ちょっと説明が足らずにすみません。今回、備品として購入するエアコン12台につきましては、輻射パネルとエアコンがセットになっています。で、既存のエアコンがついている部分に関しては、旧湯山小学校の改築工事の工事費の中で輻射パネルをつけるような形を取っていきたいと考えておりますので、全て輻射パネルを融合したハイブリッド型になるということになります。

○5番（山崎隆浩君） はい、分かりました。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

7番、米本宗徳君。

○7番（米本宗徳君） はい、すみません。先ほど荒嶽議員と山崎議員からあった質問ですけれども、担当課長がこの4月からなったばかりでまだ詳しいことはひょっとしたら分からぬんじやないかなと思いますので、詳しい担当職員をあげていただき、その内容を説明していただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（那須良策君） 米本議員、このあと全協がありますので、そのときにでもいいでしょうか。

○7番（米本宗徳君） えっと、採決する前にその内容を聞かないと。何かすみません、何かまだちょっと詳しい説明じやなかつたもんですから。

○議長（那須良策君） 暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午後1時40分

再開 午後1時52分

—————○—————

○議長（那須良策君） 休憩中の会議を再開します。

那須課長補佐。

○地方創生推進課課長補佐（那須裕平君） 先ほど御質問がありました説明について御説明させていただきます。

まず、利用料につきましては、基本的には取るように考えております。ただ、住民の方に関しましては、スポーツ庁の補助金で、健康寿命の補助金等もありますので、そこをみながらなるべく負担がかからないように補助事業ができるような対応をしていきたいというふうに考えております。

先ほど課長からもお話がありましたように、そういったところを全協のほうでまた御審議いただければというふうに思っております。

続きまして、メンテナンスの件ですけれども、一応備品購入につきましては、1年間のメーカーさんの無料の保証がついておりますので、2年後以降にですね、メンテナンス料のほうは発生してくるかなというふうに考えております。

それとですね、この利用方法につきましては、基本的には合宿の際は合宿客のほうをメインに計測していきたいと思っています。住民の方に関しては、合宿以外のですね、時間のある冬場とか、10月以降とかに地区に分けてですね、集まっていただいて健康寿命を計測していただいて、それをずっと1年間ごとに蓄積しながら健康寿命を延ばす、どこが悪い、どこを負荷をかけて体力トレーニングしていきましょうというような形で説明させていただきたいというふうに思っています。

こここの動作解析につきましては、今、うちの地域おこしの亀田というものがおりますけれども、熊本保健科学大学卒業生ですけども、医学療法士の免許を取っておりまして、この器具につきましては、大学院のときから使用しておりますので、ここは住民の対応の場合は、亀田のほうが全部継続、助言等は対応できるように今準備を進めているところです。

合宿とかですね、住民の方がかなり多い対応になったときは、熊保大の教授さん、生徒さんに来ていただいて、順次うまくさばけるようにですね、動けるような活動をしていこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（那須良策君） 6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） 先ほども聞いたんですけど、この機械を導入にするに当たって、そのアドバイスをいただいたのは、やはり保健科学大のほうからのアドバイスだったんですか。

○議長（那須良策君） 那須課長補佐。

○地方創生推進課課長補佐（那須裕平君） これにつきましては、熊本保健科学大学、サクラビレッジに入れておりますテクノジムさん、そういったところを入れて最先端の計測ができるようなシステムを今回取り入れております、熊本保健科学大学、

水上村、テクノジムさん、こういった住民向けのこういった活動、こういった計測をするのは全国で初となりますので、この包括連携をですね、視野に入れながら全国にPRして健康寿命を延ばしていこうというふうに考えております。

○議長（那須良策君） 6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） すみません、もう1点だけ。

ベッドが導入されますね、寝具関係の備品ですけど、単純計算すると1つ当たり10数万円、一式ということですので、分からなくはないんですが、やはりアスリート向けのベッドマットとか、枕とか、よくちまたでコマーシャルしているようないいやつを導入されるんですか。

○議長（那須良策君） 那須課長補佐。

○地方創生推進課課長補佐（那須裕平君） お答えいたします。

このマットレス、枕等につきましては、高反発のアスリート向けのマットを導入するように計画しております。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第3号 財産の取得について（スポーツサイエンス事業）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午後1時57分

再開 午後1時58分

—————○—————

○議長（那須良策君） 休憩中の会議を再開します。

—————○—————

日程第11 議案第4号 財産の取得について（学習用タブレット）

○議長（那須良策君） 日程第11 議案第4号 財産の取得について（学習用タブレット）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。幸野教育課長。

○教育課長（幸野一樹君） それでは、議案第4号について御説明申し上げます。議案書の20ページをお願いいたします。

議案第4号 財産の取得について。次のとおり財産を取得することにつき議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますけれど、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び水上村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるためございます。

取得財産につきましては、学習用コンピューター端末（タブレット）で数量188台となっております。この端末につきましては、Chromebookの8ギガバイトモデルとなります。数量の内訳でございますけれども、児童生徒用が138台、予備用が20台、指導者用が30台となっております。

取得の方法につきましては、熊本県との共同調達プロポーザル方式でございます。

取得金額につきましては、1,065万200円、消費税込みの額でございます。

契約の相手方は、福岡県福岡市中央区大名2-9-27、株式会社内田洋行九州支店、支店長坂口秀雄でございます。

今回のタブレット端末の導入につきまして、取得の方法にございますとおり、熊本県との共同調達プロポーザル方式をとっております。このプロポーザル方式の内容につきましてですけども、去る5月14日水曜日、午後1時から熊本市内のホテル、熊本テルサにおきまして、今回、同じ機器を導入する予定の本村を含めた県内7市町村、それから熊本県によります合同のプロポーザル審査会を実施いたしました、その結果、株式会社内田洋行九州支店が7市町村の受託して契約されたものでございまして、そこから購入するものでございます。

以上で説明終わります。御審議方、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） はい、5番、山崎です。

タブレットの更新ということで、当然年数もたっておりますので必要なことだと感じております。現在使われているタブレットも相当数あると思いますが、この辺りはどのような処分対象になっておるかお伺いしたいと思います。

○議長（那須良策君） 幸野教育課長。

○教育課長（幸野一樹君） 現在、水上学園のほうで使用してますタブレットですけれども、こちらも同じChromebookで5年前に導入してございます。こちらにつきましてはリースでの導入になっておりまして、リース期間が本年の8月31日までとなっております。リース期間の終了前まで、2学期からは新しい機種を使うということを考えておりますので、リース期間満了次第、今回導入先であります、内田洋行のほうで無償で全て処分いただき、処分の証明をいただくということになっております。

以上です。

○5番（山崎隆浩君） はい、分かりました。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第4号 財産の取得について（学習用タブレット）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第12 議案第5号 工事請負変更契約の締結について

（林道梅木鶴線災害復旧工事）

○議長（那須良策君） 日程第12 議案第5号 工事請負変更契約（林道梅木鶴線災害復旧工事）の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） 議案書21ページをお願いいたします。

議案第5号 工事請負変更契約の締結につきまして、御説明申し上げます。

令和2年林道施設災害復旧事業（事故繰越）に伴う林道梅木鶴線災害復旧工事契

約について、下記のとおり変更するにあたり議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、請負金額を変更するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を経る必要があるためございます。

林道梅木鶴線災害復旧工事につきましては、令和5年9月6日の定例会議で当初契約額として1億6,390万円を議決いただき、令和6年6月12日の定例議会におきまして、第1回変更契約額として1億7,073万444円を議決いただいております。今回、第2回目の変更契約額が1億7,572万4,536円となりまして、499万4,092円の増額変更についてお願ひするものでございます。

本工事は、令和2年7月豪雨により被災しました林道施設災害復旧工事で、青木建設株式会社が受注し、現在、事故繰越の予算において施工している工事となります。

今回の主な変更の内容につきましては、起点部が拡大崩壊したことにより、災害復旧範囲と復旧工法について、林野庁と再度協議を行い、復旧延長43メートル、増えた事により、新たにL型擁壁工24メートルの追加が認められたため、増額となったものでございます。現在も工事施工中でございますので、今後、変更が生じた場合、変更議案を上程することとなりますのでよろしくお願ひいたします。

以上、説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第5号 工事請負変更契約（林道梅木鶴線災害復旧工事）の締結については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。日程第13 議案第6号から日程第14 議案第7号まで関連がありますので、一括して上程したいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

一括して上程します。

—————○—————

日程第13 議案第6号 村道の廃止について（石舟五本松線）

日程第14 議案第7号 村道の認定について（石舟五本松線）

○議長（那須良策君） 議案第6号 村道の廃止について（石舟五本松線）、議案第7号 村道の認定について（石舟五本松線）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） それでは、議案書22ページ、議案第6号 村道の廃止について、議案書24ページ、議案第7号 村道の認定について関連がございますので一括して御説明申し上げます。

水上村の村道路線を、別添調書のとおり廃止及び認定するにつき議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、村道廃止につきましては、道路法第10条第3項の規定により、また、村道認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要があるためございます。

議案書23ページが村道廃止路線調書、25ページが村道認定路線調書となります。

右肩番号②議案説明資料24ページ、廃止路線の見取図と25ページ、認定路線の見取図により説明いたします。

整理番号1-72、路線名、村道石舟五本松線、起点、水上村大字岩野小屋谷、終点、水上村大字岩野五本松となります。主な経由地としましては、村道上楠石舟線小川内橋より石舟国有林内を通り、五本松より無反野橋を渡り、県道五木湯前線までを結ぶ路線でございます。

今回、熊本県が施工する県道五木湯前線道路改良工事による新たな終点となる交差点部の取付工事が完成したことにより、終点の位置が変更となることから道路法の規定により、村道の廃止及び認定をお願いするものでございます。

資料24ページ、上段の赤線の破線部が今回新たに完成した終点となるため、これまでの木下宅横を終点とする路線延長1,512.7メートルについて廃止をお願いするものでございます。

資料25ページ、上段の赤い破線部を廃止し、木下宅横から約90メートル先に完成した交差点を新たな終点とする路線延長1,514.7メートルについて認定をお願いするものでございます。

以上、説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより議案ごとに討論・採決を行います。

議案第6号 村道の廃止について（石舟五本松線）について討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第7号 村道の認定について（石舟五本松線）について討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。日程第15 議案第8号及び日程第16 議案第9号は関連がありますので、一括して上程したいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

一括して上程します。

-----○-----

日程第15 議案第8号 令和7年度水上村一般会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第9号 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正
予算（第1号）

○議長（那須良策君） 議案第8号 令和7年度水上村一般会計補正予算（第1号）、
議案第9号 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1
号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） 補正予算につきましては、この場からの説明とさせていた
だきます。

それでは、③補正予算書3ページをお願いいたします。

議案第8号 令和7年度水上村一般会計補正予算（第1号）につきまして、御説
明申し上げます。

令和7年度水上村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正で、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億1,000
万円とするものでございます。

また、第2条におきまして、既定の地方債補正を、第2表地方債補正のとおり行
うものでございます。

次のページをお願いいたします。第1表でございます。歳入歳出予算補正とい
ふことで、今回は歳入の補正につきましては、5ページにございます、国庫補助金、
県補助金、基金繰入金、繰越金、諸収入と村債でございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。歳出でございますが、今回全般的に4
月1日の人事異動によります人件費の補正を行ってございます。主な事業的な補正
につきましては、6ページ上段にございます、総務費の地方創生推進事業費でのサ
テライトオフィス等誘致、移住定住推進事業、球磨川復興トレイルラン負担金に係
る補正、そして、農林水産業費の農業費での産業推進協議会貸付金、農地利用効率
化等支援交付金、産業振興施設等整備事業補助金等に係る補正、消防費での地域衛
星通信ネットワーク整備費負担金に係る補正でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。第2表地方債の補正でございます。今
回、上から2段目となりますスポーツ環境整備事業債につきましては、旧湯山小学
校改築と陸上競技場造成工事において、今回、過疎対策事業債の借入れが可能とな
りましたので、当初予定してございました一般補助施設等整備事業債から過疎対策
事業債に振替をお願いするものでございます。今回、過疎債として7億500万円
を皆増し、一般補助施設等整備事業債を6億3,360万円の改減をお願いするも

のでございます。差額の7,140万円につきましては、過疎債の充当率が100%、一般補助施設等整備事業債充当率が90%でございまして、充当率が10%異なることから合わせまして7,140万円の増額補正となるものでございます。

次に、下から4段目の防災基盤整備事業債の緊急防災・減災事業債につきましては、熊本県の地域衛星通信ネットワーク整備事業に伴う本村負担分でございまして、当初は令和6年度事業として予算計上してございましたが、県における3度の入札におきまして不調が続き、令和6年度における事業実施が困難となったことから再度、令和7年度において予算計上させていただき、年度内の完了を目指すものでございます。今回、合計で7,820万円を追加し、8億9,860万円を限度額とするものでございます。

次に、14、15ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でございますが、主なものにつきまして私のほうから御説明申し上げます。

まず、上段の16款県支出金、2項県補助金、1目総務費補助金のくまもと未来づくりスタートアップ補助金につきましては、球磨川復興トレイルランに係るもので、歳出でも球磨川リバーバルトレイル実行委員会への負担金として同額の補正をお願いするものでございます。

次に、2段ほど下になります。4目の農林水産業費補助金の農地利用効率化等支援交付金につきましては、今回、1件、コンバイン（5条刈）の導入要望がございましたので、補正をお願いするものでございます。補助率につきましては、税抜き後の30%でございます。

次の19款繰入金、ふるさと応援基金繰入金でございますが、旧湯山小学校改築と陸上競技場造成工事において、当初事業費の2分の1が国庫補助金、残りの2分の1のうちの90%が先ほど説明いたしました一般補助施設等整備事業債、残りの10%にふるさと応援基金の充当を予定してございましたが、今回、過疎対策事業債の借入れが可能となりまして、過疎対策事業債の場合100%充当となり、ふるさと応援基金からの充当が不要となりましたので、合わせて7,150万円の減額、また、今回、歳出で出てまいります産業振興施設等整備事業補助金への充当分240万円の増額、合わせまして7,150万円の減額と240万円の増額、合わせて6,910万円の減額補正をお願いするものでございます。

次の繰越金につきましては、全体の財源調整を行ってございます。

次の21款諸収入、1目貸付金元利収入の水上村産業推進協議会貸付金収入につきましては、歳出で出てまいります本年度から設立した水上村産業推進協議会に係るもので、国の山村活性化対策支援交付金事業の採択を受け、本年度から3か年事業でございますが、当協議会への交付金の交付が年度末でございまして、当面の運

當資金がないため、水上村産業推進協議会へ貸付金として1,000万円の補正をお願いするものでございます。このため、歳入におきまして、貸付金を国からの交付金の交付後、年度末に一般会計へ償還いただく形になりますので、貸付金収入といたしまして1,000万円の補正をお願いするものでございます。

最後になります、22款村債につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、総務債、消防債で7,820万円の補正をお願いするものでございます。

以上が歳入の主なものでございます。

18、19ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書でございます。冒頭申し上げましたとおり、人件費の補正につきましては、4月の人事異動に係る補正でございますので、説明を割愛させていただきます。

まず、下段になります、2款総務費、1目一般管理費、庶務管理費のビジネスチャット利用料につきましては、現在、職員間では、コミュニケーションや業務の効率化、そして情報漏えい防止、不正アクセス防止など高いセキュリティ機能の観点からNTT西日本が提供するエルガナというビジネスチャットを使用してございます。こちらは令和3年の1月に無料ということで導入をいたしましたが、本年7月から有償化となりますことから、今回補正をお願いするものでございます。

総務課からは以上です。

○議長（那須良策君） 田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） 同じページの3目村有林管理費でございます。森林整備センター造林事業ですが、めくっていただきまして、20ページ、21ページ、熊本県水源林造林協議会負担金につきまして、令和6年度の森林整備センター事業費の確定により、令和7年度の負担金が決まりましたので、2万円の補正をお願いするものでございます。

○議長（那須良策君） 田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） 次の総合行政システム費でございますが、2件ございまして、障害福祉サービスシステム改修委託料として110万円、総合行政システム標準化移行委託料として39万6,000円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 甲斐地方創生推進課長。

○地方創生推進課長（甲斐 敦君） 続きまして、8項1目地方創生推進事業費でございます。サテライトオフィス等誘致事業費、10節需用費、修繕料でございますが、岩野サテライトオフィスにおきまして、建物の老朽化に伴います水道管の漏水が見られ、漏水調査を行いましたが漏水箇所が特定できなかったため、建物全体の水道配管のやり直しのための修繕料としまして150万円の補正をお願いするものでご

ざいます。

また、隣接します納屋につきまして倒壊の恐れがあり、サテライトオフィス使用上、危険なため納屋解体に伴います工事請負費としまして120万円の補正をお願いするものでございます。

22、23ページをお願いします。職員人件費は割愛しまして、移住定住推進事業費、14節工事請負費でございますが、現在、整備中の岩野地区村有住宅、旧坂本邸につきまして、進入路のコンクリート舗装の老朽化に伴います再整備費、母屋に隣接します納屋の解体費、敷地内の立木伐採に伴います工事請負費としまして210万円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、2目スポーツ推進事業費でございます。公用車管理費、10節需用費の修繕料につきましては、元気クラブの介護予防事業のため、保健福祉課にハイエースを貸し出し、送迎時において発生しました自損事故に伴います修繕料9万5,000円の補正をお願いするものでございます。財源につきましては、全額、町村有自動車共済金を充てることといたしております。

続きまして、各種大会費、18節負担金補助及び交付金につきましては、球磨川復興トレイルランに伴いますもので、事業に対しまして、くまもと未来づくりスタートアップ補助金の内示がございましたので、今回、球磨川リバイバルトレイル実行委員会への負担金500万円の予算措置をお願いするものでございます。

生涯スポーツ推進事業費、12節委託料につきましては、サクラヴィレッジに設置しております券売機のインボイス番号が役場所有のインボイス番号でございまして、指定管理したトラックセッションのインボイス番号に変更する必要がございますので、番号変更に伴います委託料2万円の補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（那須良策君） 西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） 続きまして、3款1項1目の社会福祉費でございます。

25ページをお願いいたします。今年度、児童・高齢者虐待防止対策協議会を開催いたしたことから、会議費用といたしまして12名分の5万円の補正をお願いいたします。

4目につきましては、人件費のため割愛いたします。

続きまして、2項1目の保育所費でございます。10節の需用費といたしまして、岩野保育所調理室のエアコン室外機の基盤が4月14日の落雷により破損していたため、修繕料13万円の補正をお願いいたします。なお、財源につきましては、全額建物災害共済金での対応となります。

続きまして、3目次世代育成支援事業費ですが、出産・子育て応援給付金としま

して5万円の補正をお願いします。財源につきましては、国が3分の2、県6分の1の負担割合でございます。今回の補正は、年度末に転入者が1名ございまして、出産後の支給分を補正するものでございます。

続きまして、4款1項、次のページの26、27をお願いいたします。5目の保健センター管理費ですが、保健センター玄関入り口のタイルが一部破損しておりますので、その修繕料といたしまして25万1,000円の補正をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） 続きまして、6款1項3目の農業振興費となります。

農地利用効率化等支援交付金といたしまして、コンバインの導入の国庫補助事業が採択されましたので、補助率30%の交付金265万円の補正をお願いするものでございます。

14、15ページの16款2項4目へ農林水産業費補助金といたしまして同額の歳入を計上いたしております。

その下の産業振興施設等整備事業補助金につきましては、本年度から実施をしているものでございまして、4月に要望を取りまして、事業内容、実施時期を調整いたしまして、当初予算1,500万円に対し、170万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、5目農業基盤整備費の農道整備事業費補助金及び小規模土地改良事業補助金60万円は、岩野地区の小川内溝と小屋谷溝におきまして用水路に水稻の栽培に影響する修繕が生じたため、補正をお願いするものでございます。

○議長（那須良策君） 甲斐地方創生推進課長。

○地方創生推進課長（甲斐 敦君） 続きまして、7目産業推進機構事業費、20節貸付金でございます。産業推進協議会で実施しております事業が山村活性化対策支援交付金事業として採択され、1,000万円の交付金の内示がありましたが、協議会に対する交付金の交付が事業実績での年度末の交付となりますことから、産業推進協議会の運営資金として貸付金に1,000万円の補正をお願いするものでございます。

なお、貸付金につきましては、国から協議会への交付金の交付後、村への償還となります。

以上です。

○議長（那須良策君） 田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） 続きまして、28、29ページでございます。7款1項2目商工振興費の産業振興施設等整備事業補助金につきましても、農業と同様に

4月に入りまして要望を取り、事業内容、実施時期を調整いたしまして、当初予算1,500万円に対し、70万円の増額補正をお願いするものでございます。

○議長（那須良策君） 信國建設課長。

○建設課長（信國俊輔君） 続きまして、28ページ、29ページ下段になります。8款2項7目道路橋梁総務費でございます。12節委託料につきましては、議案第7号 村道の認定について議決いただきました村道石舟五本松線について、県道五木湯前線道路改良工事の取付工事により、新たに村道石舟五本松線の終点部の工事が完了しましたので、供用開始に向け、区域の決定を行うための道路台帳整備委託料として100万円の補正をお願いするものです。

以上です。

○議長（那須良策君） 田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） 30、31ページをお願いいたします。上段の9款消防費、3目災害対策費につきましては、歳入でも御説明申し上げました熊本県が整備をいたします地域衛星通信ネットワーク第三世代のものでございます。こちらに伴う本村負担分でございまして、令和6年度の3度の不落を受けまして、改めて令和7年度において680万円の補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（那須良策君） 幸野教育課長。

○教育課長（幸野一樹君） 続きまして、10款教育費です。次のページをお願いいたします。32、33ページです。3項社会教育費の2目社会教育事務費の文化財保護事業費につきましては、宗教法人生善院が主体となって実施いたします国指定の有形文化財生善院観音堂の修繕工事に関しまして、国・県の補助事業の採択を受けることとなりましたので、水上村文化財保存整備費補助金交付規則第3条に基づきまして、水上村の補助金として66万6,000円の補正をお願いするものでございます。この生善院観音堂修繕工事につきましては、令和7年度から令和9年度までの3年間にわたって計画されておりまして、主な工事といたしましては、屋根かや及び観音堂入り口部分の屋根、向拝と言いますけれども、そのこけら葺きの全面葺き替え、それから、外部の破損状況に合わせました漆塗りや彩色の剥落止め、耐震補強工事として床下へのコンクリート基礎と筋交いの取付け、内部の厨子の転倒防止工事などが計画されておりまして、3年間の総事業費につきましては、現時点では9,500万円見込まれているものでございます。その内、令和7年度分の修繕工事といたしまして、修繕工事の実施設計と管理、足場の設置、屋根のかや及び向拝の長板の解体、かやの搬入などを行うこととなっておりまして、令和7年度の総事業費が2,000万円を見込んでいるところでございます。財源といたしまし

ては、国庫補助が総事業費の85%の1,700万円、県補助が10%の200万円となっておりまして、総事業費2,000万円から国・県補助金の合計1,900万円を指し引いた残額100万円の3分の2、66万6,000円を村が規則に基づき宗教法人生善院に補助するものとなっております。これらの補助によりまして生善院の負担額は33万4,000円、数字的には1.67%となるものでございます。

以上で、議案第8号 令和7年度水上村一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（那須良策君） 西本保健福祉課長。

○保健福祉課長（西本克幸君） 続きまして、特別会計の補正予算の説明をいたします。
35ページをお願いいたします。

議案第9号 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について説明いたします。

令和7年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,793万9,000円とするものでございます。

少し飛んで44ページ、45ページをお願いいたします。歳出を御説明いたします。1款1項1目一般管理費ですが、12節の委託料としまして、高額療養費制度低所得者区分基準額変更に伴います総合行政システム改修委託料23万9,000円の補正をお願いいたします。財源につきましては、43ページにありますとおり、特別交付金となっております。

以上で、議案第9号 水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算の説明を終わります。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） まず最初に、27ページ、よろしくお願ひします。産業振興施設等整備事業補助金ということで、今年度からまた農業、商業の認定農業者または担い手の方が補助を受けられるということでしたけれども、何名応募があって、何名の方が補助金をもらえるようになったんでしょうか。

○議長（那須良策君） 田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） すみません、説明が不足しておりました。農業につき

ましては、当初要望が17件ございまして、今回9件の採択を行う予定でございます。商工業につきましては12件の要望がございまして、11件の採択を予定するものでございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） 農業17件、商工業12件ということで、応募された方がですね。機械に対して1件とみなしていいんですかね、1件に対して1件でよかったですかね。

○議長（那須良策君） 田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） すみません、その経営者が17名中9名が採択予定で、12名中11名が採択予定ということで、経営単位でございます。

○議長（那須良策君） 4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） 今回その補助金がもらえないということで除外になった方は、また今年も恐らく要望、10月、11月に要望されると思うんですけども、またその予算書じやありませんけども、見積書とかまた届出はしなければいけないんでしょうか。

○議長（那須良策君） 田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） 令和8年度、来年度の予算につきましては、議員おっしゃられるとおり、秋、10月から11月にかけまして要望調査を行います。その際は、また物価の高騰等もございますので、もう一度見積りを取り直していただいてですね、要望していただくということでお願いをしております。

以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第8号 令和7年度水上村一般会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第8号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第9号 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方、挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第9号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第17 請願第1号 人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願

○議長（那須良策君） 日程第17 請願第1号 人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願についてを議題といたします。

お諮りします。この案件については、既にお手元に配付資料⑦のとおり、配付してありますので、朗読を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

朗読を省略いたします。

お諮りします。本件は、水上村議会会議規則第92条に基づき、産業厚生常任委員会に付託して審査したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

したがって、この請願は、産業厚生常任委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

ここで、委員会開催のため、暫時休憩いたします。再開は、委員会が終わり次第といたします。

—————○—————

休憩 午後2時39分

再開 午後4時00分

—————○—————

○議長（那須良策君） 休憩中の会議を再開します。

お諮りします。ただいまお手元に配付のとおり、先ほど付託した事件について、産業厚生常任委員長より継続審査申出書の提出がありました。申し出のとおり、継続審査としたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

産業厚生常任委員会におかれましては、閉会中といえども審査いただきますようお願いいたします。

—————○————

日程第18 議員派遣の件について

○議長（那須良策君） 日程第18 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣については、会議規則第121条の規定により、配付資料⑧のとおり、決定したいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

議員派遣については、配付のとおり決定いたしました。

もう一つお諮りします。議員派遣の中止または派遣内容の一部に変更が生じた場合の措置は、議長に一任し、議会の議決事項として行うことについていたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

議員派遣の中止または派遣内容の一部に変更が生じたときの措置は、議長に一任し、議会の議決事項として行うことに決定いたしました。

—————○————

日程第19 継続審査申出書について

○議長（那須良策君） 日程第19 継続審査申出書についてを議題といたします。

配付資料⑨のとおり、各委員会から閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。申し出のとおり、継続調査としたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

各委員会から提出されておりました閉会中の継続調査申出については、申し出のとおり、継続調査することに決定いたしました。

各委員会におかれましては、閉会中といえども調査いただきますよう、お願いいいたします。

お諮りします。水上村議会委員会条例に基づく各常任委員会の所管事項について審議事件が生じたときは、各常任委員会に付託することにしたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

各常任委員会におかれましては、審議事件が生じたときは、閉会中といえども審議をお願いいたします。

お諮りします。本定例会に付託された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

令和7年第2回水上村議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午後4時02分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水上村議会議長

署名議員

署名議員

水上村議会議録
令和7年第2回定例会

令和7年6月発行

発行人 水上村議会議長 那須良策
編集人 水上村議会事務局長 江崎邦臣
作成 株式会社 アクセス
電話(096)372-1010

~~~~~  
水上村議会事務局

〒868-0701 球磨郡水上村岩野90番地  
電話(0966)44-0319